平成15年厚岸町議会第1回定例会 平成15年度各会計予算審查特別委員会会議録 平成15年3月6日 集 期 招 日 集 場 所 厚岸町議場 招 開 会 平成15年3月19日 午前10時01分 開閉日時 閉 会 平成15年3月19日 午後 3時33分

1. 出席委員並びに欠席委員

議席	氏	Ħ	出席〇	議席	ഥ		Þ	出席〇
番号	氏	名	欠席×	番号	氏		名	欠席×
1	稲 井	正義	0	11	谷	П	弘	0
2	塚 田	丈 太 郎	0	12	髙	畠	一美	0
3	田宮	勤司	0	13	鹿	野	昇	0
4	佐 藤	淳 一	0	14	安	達	由 圃	0
5	岩谷	仁 悦 郎	0	15	菊	池	賛	0
6	真里谷	誠治	0	16	音喜	多	政 東	0
7	池 田	實	0	17				
8	小 澤	準	0	18	中	屋	敦	0
9	木 村	正 弘	0	19	佐	齋	周 二	0
10	室崎	正之	0					
以。	上の結果	出席委	員 18名	1 2	欠 席 委	員	0名	

1. 議場に出席した事務局職員

事	務	局	長	議	事	係	長	
大	平	裕		髙	橋	政		

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏	名	職名	氏	名	
町 長	若 狹	靖	教 委 生 涯	松浦	正之	
助役	大 沼	隆	学 習 課 長	位 佣		
収 入 役	黒 田	庄 司	監査事務局長	阿 野	幸 男	
総 務 課 長	田 辺	正 保	農委事務局長	農政課	長 兼 務	
行財政課長	斉 藤	健 一	教 委 体 育	澤 向	邦 夫	
まちづくり	5 0	1	振 興 課 長	(辛 円	713	
推進課長	福田	美 樹 夫	教委指導室長	大 場	和 典	
税務課長	大 野	樂 司	水道課長	山 﨑	国 雄	
町 民 課 長	古 川	福一	病院事務長	大 野	繁 嗣	
保健福祉課長	久 保	一將	特別養護老人	藤田	稔	
環境政策課長	松澤	武 夫	ホーム施設長	上	<i>'</i> ፓርካ	
農政課長	西 野	清	デイサービス	玉田	勝幸	
水 産 課 長	小 倉	利一	センター施設長	日 4	份 辛	
商工観光課長	高 根	行 晴	行財政課長補佐	小 島	信 夫	
建設課長	北村	誠	教 委 管 理	米 内 山)十. <i>年</i> 在	
情報館長	小 杉	元 一	課長補佐	本 四	法 敏	
監査委員	今 村	實	海事記念館長	桂川	実	
教 育 長	富澤	泰			_	
教委管理課長	柿 﨑	修一一				

委員長 ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

開会時刻10時01分

委員長

昨日に引き続きまして、教育費の3目教育振興費から進めてまいります。10番。

10番

すみません、委員長、中学校も絡むと思いますので。

委員長

はい、承知しました。

10番

ここで、今この2年間かな、進めてきている総合的な学習について、その内容をお聞かせいただきたい。非常に先生たちの自主性というか、自由度の高い授業ができるということで、この地域に密着した自分の身の回りを教材として子供たちに教えていくというような事業が非常に進んでいるというような話も伺っていますので、そのあたり含めてどういう成果を上げていらっしゃるのかお聞かせをいただきたい。

委員長

教育委員会指導室長。

教 委 指導室長

それでは、私の方からご質問にお答えしたいと思います。

小・中学校における総合的な学習の時間でございますけれども、12年度、13年度の移行期を経まして、本年度14年度から全面実施になっております。それで、小学校は中学年、いわゆる3年生から総合学習に入っておりまして、3、4年生につきましては1年間105時間、それから5、6年生につきましては年間110時間になってございます。中学校につきましては、選択教科との絡みがありまして、各学校で幅を持たせた中から時数を選んでおりますが、1年生につきましては70時間以上100時間まで、中学校2年生につきましては同じく70時間から105時間以内で、3年生につきましては70時間以上130時間までの間で総合的な学習の時間を実施するようになってございます。

町内の状況でございますが、まず時数につきましては、1年生は今申し上げましたとおり配当時数が決まっておりますので、それぞれ3、4年生 105時間、5、6年生 110時間、それから中学校につきましては、一番少ない学校で70時間、それから多い学校では 110時間実施してございます。

学習の内容でございますけれども、町内のそれぞれご質問ありましたように総合的な学習の時間というのは、一つの教科で学ぶことのできない、いわゆる総合横断的な環境問題だとか国際理解、あるいは福祉、そういう問題について子供たちが主

体的に学習しましょうと。それからもう一つは、子供たちの興味・関心に応じた課題について実施しましょうということになってございます。

町内の特徴でございますが、これは学年で2つの課題について学習する場合もございますので、町内、小学校9校、中学校7校ございまして、数が合わないんですけれども、多い中では環境に関する問題が7校、それから自然災害体験、これも同じく7校ございます。それから、同じく地域に関する学習、これも7校実施しております。それから、福祉・健康に関する問題で6校ということでございます。

なお、小学校の中に国際理解の一環として英会話を実施してもよろしいということになってございまして、小学校では4校、ALTを派遣しまして、英会話の学習をしているところでございます。

なお、それぞれ1年間終わってみての成果でございますけれども、2月末日までに各学校からそれぞれ総合的な学習の時間の実施状況と成果について報告をしていただいたところでございますけれども、何せ全面実施になってまだ1年ということで、子供たちの見取りというのがどんな形になっているのかというのが非常に大事だと思います。学習の中では知識を学ぶのではなくて、子供たちがいかに自分の課題に応じて地域の学習や福祉問題、環境に学ぶかという姿勢が大事だということで、それぞれの学校によりますと、子供たちが生き生きと学ぶようになってきたという実態はございますけれども、もう少し具体的にどんな形になって子供たちにあらわれてきたのかなというのは、先生方、今、年度末反省を行っておりますけれども、その中で具体的になってくるのではないかというふうに考えております。

昨日の議会でもありましたように、できるだけ子供たちの状況を地域、親御さん に知らせるという意味では、各学校もう少し明確な子供たちの変化を見取る必要が あるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

委員長

10番

10番。

使い方によってといいますか、もちろんやり方によって全く違うと思うんですよ ね。上手に利用することによって、今までにはなかったいろいろな成果が上げられ る時間であろうというふうに思うんです。

それで、多少気になるところを申し上げるんですが、前にこの総合学習というも のの一環として各学年の発表会のようなことをやった学校がございました。それで、 そのときに私もちょっと参加させていただきました。終わった後に、それぞれの分野の専門家の方も入っていらっしゃいまして、ちょっといろいろな方たちが見たことの講評と言ったら大げさなんですが、座談会のようなものが多少ありました。それで、釧路教育大のそういう専門の先生も自分の研究室の学生を連れて来ていまして、非常に高く評価をしていました。

その中で、私、非常に印象的だったのは、今、環境とか福祉とか自然体験とか地域とかいろいろな分け方がありましたが、その中のどれに入るかわからないんですが、厚岸のことを発表としてやっている学年があったようです。それをごらんになった専門家の方の方からのお褒めの言葉と同時に、ここのところをもう少しというときに、非常に私も印象的な言葉だったんですが、ゾーニングが明確でないという言い方をしたんですね。私、何のことかわからなくて、後からお聞きしました。そうしましたら、例えば鳥、例えば魚、例えば昆虫、何でもいいんでしょうけれども、そういうものをやるときに、厚岸の話をしているのか、道東の話をしているのか、北海道の話をしているのか、日本の話をしているのかがよくわからないというんです。ですから、やはりそれは指導する先生の方の姿勢ではないのか。そのあたりはもっと明確にすべきでないかというようなお話がありました。それで、ああなるほどなと。私のような素人は、やはり専門家は見るところが違うんだなと思ったんです。

それで、その後、私もこういう総合学習などというものの題材としておもしろいものがあるのではないかというような話を、いろいろそういう方たちから伺っております。それで、いろいろな話が出てくるわけでございますけれども、結局一つの具体的なものから入って、総合的にものができないかというような言い方を専門家の方はなさるわけですね。そういうサンプルというか、資料というか、そういうものも教育委員会から提供していくというような形で、また現場の先生たちへの支援もできるんじゃないかというようなヒントもいただきまして、それで環境教育推進委員会では — 教育委員会の中にある組織ですが、そこでは環境教育に関してはいろいろな、こういうようなこともいわばそういう種に使えないかと、俗に言う、そういう資料集のようなものを今年つくっているという話もお伺いしております。

そういう中で、これは本当の一例なんですが、例えばシカですとか、あるいはア ザラシですとか、そういうものを使って広がることもできるよというような話も聞 生物の持っている生態、それからそのすんでいる環境。そして、この厚岸でもって、どういうところでどういうふうにしているかという問題。そして、そこからまた住んでいる人にどういう影響、関連を持っているか。例えば、シカならば牧草地が荒らされるとか、それからアザラシならば、こちらの前浜の定置の網が破られて食べられるとかいうようなマイナス面といいますか、生活に影響を与えている部分もあるわけです。と同時に、見つけ次第、何でも殺せというわけにはもちろんいかない部分もあるわけです。

きました。それは、例えばシカだとかアザラシについていうと、それの持っている、

そういういろいろなところにずっと広がっていけるんじゃないかというような話がありまして、総合学習は何もそれだけではなくて、英会話まであるわけですから、いろいろだろうとは思うんですが、その資料といいますか、こういうような方向もあるんだよということでの支援は教育委員会はできるんじゃないかというようなことも思うんですが、この総合学習をこの後、せっかくのものですから、もっともっと効果を上げていくために、そういう後方支援といいますか、そういうことではどんなことをお考えでしょうか。

委 員 長

教 委 指導室長

指導室長。

総合的な学習の学習内容についてでございますけれども、今ございましたように、一番私たちが総合的な学習の時間で気をつけていかなきゃいけないのが、体験だけで終わってしまうということですね。これを一番気をつけているところでございます。学校の先生方にもそれをお願いして学習してございますけれども、学校では、子供たちの発達段階がございますので、教師の方から大まかな大きなテーマを提示している学校、地域の学習をやろうねという学校、あるいはある学校におきますと、小学校で随分定着したので、個人課題で追求していこうという学校とか、それぞれございます。

その中で、学習を進めていく中で先生方が、この学習の趣旨が子供の主体性なので、子供中心にやっていこう。いわゆる子供ありきというのがちょっと誤解されてしまって、子供たちに任せ過ぎている学校もなきにしもあらずということがありまして、それぞれ研究しているところでございます。先生方ももう少し、そういう大学の先生だとか、あるいは先進校の例を勉強しまして、子供たちにこんな指導をして、どの場面まで先生が指導して、どこから子供たちに任せていこうかというのを

しっかりしていかなきゃいけないなというようなことで、今、学習を進めているところでございます。

ご質問にございましたように、環境推進委員会の方では今年、来週発行になりますけれども、環境資料集というのを発行しまして、これは学校だけではないんですが、町民の方もご利用いただけるようにということなんですけれども、特に学校につきましては、どこのページを開いても環境について授業の中で使えるもの、あるいは資料として使えるものということでつくってございます。

当のうちの教育委員会としてのサンプルというか、特に総合的な学習の時間については、いろいろな問題、いろいろな福祉問題だとかとありまして、どこの分野についての資料を委員会として提示しているということは、今のところ用意はしてございません。ただ、町の指定を受けている学校、例えば厚岸中学校なんかも環境問題やっていますけれども、そういう研究企業の交流だとか、それから先研講座、道研等で総合的な学習の時間の先進校の研究結果を各学校にお渡しする。それから、指導室の方でも学校訪問の中で、教育局の義務教育指導班とともに、そういうサンプルになるものは、そういう中で提示させていただいているところでございます。

もう少し地域のよさという意味では、いろいろな民間団体が町内にございますので、そういう団体とも協力して、もし学校に資料としておあげできるものがあればというふうに考えておりますので、指導室の方でもちょっとそんな取り組みをしてみたいなというふうに考えております。

以上です。

委員長

10番。

10番

時間を余りとるつもりはありませんが、そういうわけで、福祉の問題であれば福祉課との教育委員会の連携、あるいは今もちょっと例を出しましたが、アザラシなんかになるというと水産課との連携、そういうものが非常に必要だと思います。

それで、委員長ちょっとすみません、少し広がってまことに申しわけないんですが、アザラシが出てきたついでにちょっと申し上げるんですが、4月16日からたしかアザラシについては捕獲というものが許されなくなるというような形を聞いております。前、何か東京の方で大騒ぎがあったようで、あれはアゴヒゲアザラシですがね。

それで、このゼニガタアザラシについては非常に希少動物だということで、相当

強い網がかかってくるようです。と同時に、アザラシはそういう法律が施行される ことは全然知らないですから、今までどおりの行動をするわけですが、前浜の定置 の網が破られたり、いろいろと被害が出ていることも事実なんですね。そういう中 で、漁業に携わっている人に、アザラシというのは大変希少動物であるから、これ はみんなの手で守らなきゃならないんだということを言っても、これはなかなか耳 に入る話ではないと思います。

それで、例えば今、厚岸町でもちょっと行われたようですが、アザラシウオッチングとかいろいろな形で、今、エコツーリズムというような言葉でこのごろくくられるようでございますけれども、いろいろな新しい形の観光産業というのが出てきておりますね。観光産業と言えるかどうかわかりませんが。そういうようなものの利益が少しでも実際に漁業被害に遭っていらっしゃる方のところに恩恵がいくようなシステムが何か考えられれば、そうすると、アザラシで被害を受けている人が同時にアザラシの恩恵を受けられるような形のものが何かできれば、やはり随分とアザラシに対する認識を深めてもらえるのではないかというようなことも考えられます。そういうようなことについては何かそちらでもって、これからこんなことをやっていこうというようなことを、今すぐここで具体的にならなくても、検討を始めているんだというようなことはございますでしょうか。

委員長 水産課長

水産課長。

お答えを申し上げたいと存じます。

ただいまご質問者の中でもお話がございましたが、平成15年4月16日から鳥獣保護法が改正になり、新しい改正になった内容で法が施行されるわけでございますが、その中にアシカ、アザラシ、5種ということで、5種類がその保護対象ということで保護の対象になってくると、こういう法改正が行われるところでございます。

この厚岸には、ゼニガタアザラシ、さらにはゴマフアザラシというようなことで それぞれ生息をいたしておりますけれども、これらによりますところの沿岸におけ るシラウオの定置網、さらには雑小定置、さらには刺し網等におきまして被害をこ うむっているという内容については、私ども水産課といたしましても、漁業者から るる状況を確認をいたしているところでございます。

過般、一般質問等でお答えも申し上げておりますけれども、この被害を防ぐといいますか、そういった特効薬がないというのが現状でございますけれども、漁業者

もそれぞれ工夫を凝らしながら、かかしをつけたり、見張りをしたり、また花火を鳴らしたりと、日夜大変ご苦労をなさっておることも承知をいたしているところでございます。

具体的にその被害に対する町が救済といいますか、具体的なものは持ち合わせておりませんですけれども、ご質問者がおっしゃるように、ゼニガタアザラシという一つの資源といいますか、それを、漁業者にとっては厄介者と、こういうふうに見られるんですけれども、一つの地域の資源ということで考えて、それをいかに活用して、漁業者が刺し網または定置で被害をこうむる、そういった部分での救済に幾らということはあれですけれども、そういった方法等を、現実コンキリエでアザラシのウオッチングツアーをやっておりますので、そういった中で、新たに被害をこうむる漁業者がその事業等に参入ができるかどうか、また漁業協同組合、さらにはツアーを企画しておられますコンキリエの方とも関係者とよく相談をして、事業等に取り組めるような方向等を見出していきたいなと、こう考えております。

委員長

10番。

10 番

すみません、ちょっと横へそれて。

総合学習というものは、そういう地元のいろいろな問題を全部丸抱えに子供たちに、単に例えば自然は大事です、きれいにしておかなきゃなりません、みんなで守りましょうというだけでは、実はなかなか限界があると思うんですよね。だから、現実にそういうことをやっていくときに、実際に自分の親を含めての地域に暮らす人にはこんな苦労があるんだと。しかし、また同時にこういう要請もある中でという、世の中は常に真っ白か真っ黒に割り切れるものではないですし、その中でみんなが苦労しながら、少しでもいい世の中をつくっていこうと努力しているという姿を一つの題材の中から浮かび上がらせてこれるような、それこそ総合的な教材というものを子供たちに示すことができれば大変いいのではないかという気がいたしまして、今あえてそういう一つの例をわざわざ水産課長に言っていただいたんですが、地元にまさにある資源として、厄介者であると同時に資源なんだというような二律背反的な面をすべてのものは持っていると思います。そういうことを含めての浮き彫りにするような、それをどういうふうにするかは、私は素人で、これは現場の先生、プロがやっていくことでしょうけれども、そういう意味での教育委員会としての問題の投げかけや、あるいは支援ということを十分に行っていただきたいと、こ

ういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

委員長

指導室長。

教 委 指導室長 お答えしたいと思います。

総合的な学習の時間の一番ねらいの中に、できれば子供たちに自分自身の将来や 進路、生きがいについて考えを深めるというところまで行けたらいいなというのが 大きなねらいございます。

今おっしゃいましたように、床潭小学校にお邪魔したときも、床潭小学校の子供 たちというのは、アザラシについて非常に守っていかなきゃいけないという反面、 お父さんがやっている仕事に莫大な被害もあるんだよというような、そのジレンマ の中で学習しているよという話も聞いたことがございます。

そういう意味では、学校の教科書では学べない、まさに地元の中で生活しているよさと、それから逆にマイナスになっている面との闘いというか、そういう中で子供たちも大人の生活をしているのがまざまざと見られるというのは、この総合的な学習の時間の外に出ていける一番よいところだと思いますので、そういう意味で子供たちの学びが深まるように、委員会としても学校に支援していきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

委員長

10番。

10番

よろしくお願いします。

それで、もう一つお聞きしますが、この教育振興費の中に小学生英会話学習活動 として14万 5,000円ついているんですが、これは今の総合学習の中で英会話が云々 というような話があったんですが、そのための経費なんでしょうか。

委員長

教 委 指導室長 指導室長。

お答えいたします。

この小学校の英会話活動でございますが、今年度と来年度、14、15年度、道教委の補助を受けまして、これからの英語学習についての研究推進ということで、本町、厚静小学校を指定しまして、今年1年、今終わろうとしてございます。

ご質問にありましたように、今の小学校には英語の教科がございません。それで、総合的な学習の時間の国際理解の一環として、例えばうちにいるALTの場合にはイギリスなんですけれども、その国の文化やそういう習慣の違いなんかを中心に、

会話を中心に学んでいこうと。決して単語を覚えるとか、文法を覚えるとか、そういうところには行かないように気をつけながら、これから文科省でも力を入れるので、指定を受けて2年間研究していただけませんかという活動でございます。

厚静小学校では、今、各学年9時間ほど英会話をやってございまして、この間ちょうどその1年間の成果について札幌で交流を行ったところでございます。今のケニーと一緒にそれぞれ学習しておりますが、厚静小学校でちょっと逆な発想もございまして、習字とかお手玉とか日本の文化をケニーに伝えてあげようとかというような形で、また英語を交えて、そんな特徴ある活動を行ってございます。総合学習の一環ということでございます。

以上です。

委員長

10番。

10番

わかりました。

かつて一時、英会話ブームというのが私が学生のころに非常にありまして、英語らしい表現何とかなんていう本が非常に売れた時代がありました。そのときの本を見ていますと、トイレに入ってノックをされたら英語で何と答えるのかというようなことがまじめに書かれているんですね。それで、私のように英語のできない人間はコンプレックスもありますので、トイレの中に入っていてコンコンとノックされたら、アーでもウーでも言えば入っているとわかるだろうと。何しにそのときに英語を覚えなきゃならないんだというようなことを言って茶化していたんですが、悲壮な表面的なふわふわした英会話ブームということになると、そんなことになってしまうんですよね。

ところが、今お話を聞いていると、英語で何というのかという問題よりは、自分たちと違った国があって、自分たちと違った価値観の人たちが生きているんだなということがわかる、いわゆる国際交流とでもいうんでしょうか、そういうものの手段として使っていくんだというお話がありましたので、どうかその方法だけはたがわないようにお願いしたいと思いますが。

委員長

指導室長。

教 委指導室長

ご指摘ございましたように、先ほど申し上げましたように、町内、小学校4校、 英会話実施しておりますので、特に文科省でも言われているように、ご指摘ありま したように、決してこれは英語という教科の勉強ではないと。自分たちと違う文化 を知ろうねという大事な国際理解の一つですので、目的を誤らないように指導室で も各学校を回っていきたいというふうに考えております。

委員長

いいですか。

他にございませんか。

(な し)

委員長

なければ進みます。

4目学校建設費。

9番。

9 番

厳しい財政の中で真小ですね、いよいよ建設のために準備にかかると。結構だと思うんですが、これはどうでしょう、期待を受けて調査して建てても、あと使えるまでに三、四年も四、五年もかかりますね。学校できるまで三、四年かかりますね、真龍小学校。まあまあ半年やそれはいいんですよ、私も今のところは。三、四年かかります、できて利用するまで。その間に、周辺の学校でその三、四年のうちに大分子供さんが減る学校もございます。それから三、四年すると、さらに子供さんが減る学校ございますね。

これをつくる場合に、それから、この前の目でスクールバス何台もございますね、各校の。スクールバスの修繕費とか維持管理費出ていましたが、あのスクールバスをもうちょっと走らせると、そういう場合にどこかに統合といいますか、することもできますね。将来そういうことも必要でないかと思うんですが、そういうことも含んで検討しながらこの学校の建設に向かっていくのかどうか、その辺の考え方をお伺いしておきたいと存じます。

委員長

教育長。

教育長

ただいま真龍小学校の建設に伴いまして、近隣の学校の状況を踏まえてどうなの かというご質問かというふうに思います。

確かに、平成19年までは大体その地域の学校がどういうふうな人数になっていくかというのは、既にわかるような状況にございます。そして、平成19年に例えば小学校で4名になる学校もあります。小学校4名、中学校2名、あるいはほかのところでは小学校7名、中学校4名、あるいは小学校9人、中学校5人というような、かなり厳しい状況にあります。

逆に申しますと、どこを統合するということではなくても、これは各学年に振り

分けますと、それぞれ1名ないし2名しかいないわけです。ですから、3校統合するから、例えば今つくろうとしている真龍小学校の規模を一クラスふやすとかということには、もう既に計算上でもならないということは、こちらの方でも承知しておりますし、もう一つ、全体の中で、昨日も申しましたけれども、教育政策担当をつくって、これからの厚岸町の教育のあり方を少し腰を据えて考えたいというふうなお話をいたしましたけれども、その一つは、やはり学校のそういうふうな今後の適正なあり方という問題も今年度から考えていかなければならないだろうというふうに考えております。

ただ、それぞれ学校に事情がございまして、というのは、残念ながら、学校は新しいんですけれども、上がってくるお子さんの数が非常に少なくなる学校、ある程度の人数はいらっしゃるんですけれども、校舎が老朽化していっているというふうな部分もございまして、それぞれ個々の地域との話し合い。こちらの方がどうしたいということではなくて、まず、厚岸町の状況ももちろんお話しいたしますけれども、地域としてもどのように考えるかというのを、実は今年、一部の学校とPTAの保護者の皆さんとお話し合い持ったところもございます。

その中で、やはり地域としての中心的な役割、確かに学校が大きいというのは、 私もこの職につきましてから、それぞれ地域とお話しする中で重々感じております。 ただ、子供たち自身が同級生がいない、あるいは欠年になっている学年もあります から、自分たちの直接の後輩もいないというような状況。

実際に私も授業を見させていただきましたけれども、私らはもう40人以上のクラスで自分は勉強してきた経験ですから、例えば宿題忘れたって、黙って静かに下を向いていれば当たらなかったということもあるわけで、勉強に対する圧迫感というんですか、これが一人で習っている子は、宿題は必ず次の日答えなきゃならないわけですね。だから、それというのは確かに行き届いた学習であると同時に、非常に本人に対する負担というのも大きい。

まして、いろいろな部分での社会性。人間というのは、学校を出てからは一人で 生活するわけじゃないわけですから、そこら辺を私はやはり地域の人たちとこれか ら時間をかけてお話し合いをしていく。その中で、もちろん真龍小学校、これは中 心校です。将来的には私はやはりかなりの数の地域がこちらの方に通ってくるよう な状況というのを当然見越して建設には当たっていかなければならないというふう に考えております。

委 員 長

9番。

いろいろと当事者は研究なさっていると伺いました。そうでしょう。私もこれ統 合とかはっきり言えば、いろいろと地域の問題も出ますから、なかなか言いにくい、 私も言いにくい言葉を我慢して言っているんですが、その地方の、その土地の文化 の中心でもあるし、心のよりどころであります。私も田舎育ちで、田舎で暮らして おりましたから、よくその辺は理解できるんですが、しかし、例えば子供が1クラ ス1人で、5年生と4年生いなくて、3年生1人、2年生と1年生だと、合計五、 六人と、小学校。中学校に3人と。現実に学校置かれないですな、現実には置かれ ないんですよ。維持できません、それは。少ない人数にたくさんの教師がいて、こ れは目配りできますわな。子供3人に先生1人と。担任1人に1人だから、これは 目配りはもう物すごいできます。それで子供さんがいい教育を受けられるかといえ ば、現実にはそうでない。社会性もある。スポーツやったって、さっぱりスポーツ にならん。一歩そこから出ていったら、どうもおくれていますよ。私も田舎で育ち ましたから、ああ都会で育った子供は進んでいるなと思いました。たくさんありま した。子供さんにすると、……(聴取不明)……やはり子供さんのためにも決し てよくないと思います。それと、現実の経済性もあります、財政の問題もありま す。

ですから、なってから、もう大分先からも、あそこはボツボツこのころになったらもう限度だから、今から準備しようじゃないかということをどんどん話ししまして、地域の人とも理解しあって進めていただきたいと思います。そのためにも今の真龍小学校、いざというときに、そうなるならないは別にしまして、その場合、真龍小学校は受けざるを得ないという場合のことも考えながら、構想の中に入れながらいろいろな角度から進めていただければ、それがいいのでないかと思ったものですから、今申し上げた次第でございますので。

私も、それを見ないで、あんなに広いと思わないで、やはり地域の学校は大事だからどんどん建てろ建てろと、あんな立派と思いませんでしたが、あの半値でできるんですよ、学校は。今そうしたら、もう何年かしたら子供がいなくなる。大変な間違いを私も引き起こしたと思っているところがある地域にありましたね、ここではっきり学校の名前は言えませんが。こういうことがあっては決していいことでは

ないので、ひとつ大変な苦労でございましょうが、その辺も視野に入れながらいろいろ検討していただきたいと思います。

委員長

教育長。

教育長

実は、そういう小中の併置校あたりでも、もう既に交流授業みたいなのは幾つか 実践いたしております。というのは、やはり少ない数で例えば音楽をするといって も、なかなか合唱になりませんよね。それとか、体育をするにしても、やはりある 程度人数が必要というふうな授業は、2つの学校あるいは3つの学校で交流するよ うな授業に取り組んでおります。

そういうふうな形の中で、私はお子さんたちの方には、逆に言うと、人数多いというのは楽しいんだなというふうな部分というのは、土壌がもうある程度できている部分もあるのではないかなというふうには思っております。そこら辺、確かに地域の方たちの気持ちはわかりますけれども、今、実際にいるお子さんが寂しい思いしているという部分も含めて、それぞれの地域とできれば15年度から少しずつお話し合いに入っていきたい。そして、それを視野に入れて真龍小学校についても構想を練っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

委員長

いいですか。

他にありませんか。

(な し)

委員長

なければ進みます。

3項中学校費、1目学校運営費、2目学校管理費、3目教育振興費。

11番。

11 番

ここでお尋ねしたいんですが、この心の教育相談員、これの活動状況について説明してほしいということと、現在、町内で不登校だとか引きこもりだとかそういう 実態があるのかどうなのか、まずその辺についてお伺いいたします。

委員長

指導室長。

教 委 指導室長 私の方から最初に不登校の町内の現状でございますけれども、現在4月から継続して不登校が続いている子供さん、現在4名いらっしゃいます。これは中学生でございます。それから6名、いわゆる30日以上病気等以外のことで不登校と思われる欠席の子供さんが、小学校1名、それから中学校5名ございますが、この子たちは

再登校しておりまして、学級に入っている子供さん、あるいは保健室登校という子供さんも含めて6名ございます。1年間で合計10名いたわけでございますが、現在4名まだ学校に来れないという現状が続いてございます。

それから、心の教育相談員の関係でございますけれども、町内中学校1校配置されているかと思いますけれども、その中で子供たちの相談を中心に活動しているところでございますが、それぞれ先生あるいは担任の先生に言えないような悩み等々、相談室に来室しまして相談を受けているようでございます。その中でも、今、不登校の問題がありましたけれども、この中には心の教育相談員の先生のおかげで学校に登校できるようになったとか、あるいはその先生のところに自宅までお邪魔してそれぞれ相談をしたり、あるいは学校に行けるような状況に近づいたという実績もございます。

それからもう一つ、心の教育相談員と学校との連携というか、中学校には生徒指導部という校務部署がございますけれども、そことの連携が余りうまくいっていないのでないかというのがちょっと1学期ございまして、2学期からは学校体制の中で心の教育相談員と先生方の校務部署と連携をとりながら、子供の悩み相談を力を入れていこうということで、年度途中でございましたけれども、力を入れて活動しているところでございます。

委員長

11番。

11 番

これはちょっと置いておいて、今年の新年度の高校の受験状況なんですけれども、ちょっとお尋ねしますが、町内の学校で潮見高校を入学希望に選んだ子供たちがどのくらいいるのか。前年まではどのぐらいいて、今年はどのぐらいいるのか。特に大規模校について知らせていただきたいんですが。

委員長

暫時休憩します。

休憩時刻10時45分

委員長

再開します。

再開時刻10時47分

指導室長。

教 委 指導室長 すみません、お待たせいたしました。

潮見高等学校の現状でございますけれども、昨年度の最終の状況でございますが、 町内全部で75名になってございます。昨日、一昨日ですか、本年度の合格発表あり まして、今報告を求めているところでございますが、2月の中で町内の子供たちが 希望しているのが54名でございます。

大きい学校でございますが、今年の分ではちょうど50名、潮見高校を希望してご ざいます。昨年度は67名希望してございます。

以上です。

委員長

11番。

11 番

今、潮見高校の定員は 120名ですよね。それで、今年の申し込みに対して町内の 学校は今回54名ということなんですが、そのほかを含めてどうだったんでしょうか、 定員に対して。

委員長

指導室長。

教 委 指導室長 大変申しわけないですが、正確な数字はちょっとあれなんですけれども、新聞報道での倍率でいきますと、2間口切りまして70名ちょっとだったと記憶してございますので。定員 120人に対してでございます。

委員長

11番。

11 番

潮見高校が大幅な定員割れをしてしまって、3学級のところが2学級までいかないというような状況になっていますよね。その原因については、どのように押さえているのか。

それと、厚岸の子供が急に減っているわけではないと思うんですよね。それで今回、市街地の子供たちが大幅に潮見高校を受験しなかった理由、いろいろ聞いているんですけれども、釧路市内の学校 — 市内というか、東高校は違いますけれども、そちらに、釧路に向かったというふうに聞いているんですけれども、その主な原因は何なのか、その辺についてはどう押さえているのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

委員長

教育長。

教育長

道立高校の問題でございますから、直接的に私たちが言及するのは非常に難しい問題ではあろうかというふうには思うんですけれども、一つには確かに釧路に対する志向。そして、平成17年度以降に高校の配置がえを既に道の方では決定しております。その中でも、全体的にここ10年で数万人規模で高校受験者が、高校に上がる人数が減っていく状況にあります。そのような状況の中で当然市内の学校も間口を減らしていくわけですけれども、一つには人数的に減っていることと、今の数字は片や最終的な数字ですから、これから受験の中で二次志望という中での数字からい

うと、もう少し上がってくるというふうに私たちも考えていますけれども、一つに は私は、町としてまずどういうふうな考え方で応援ができるかという問題と、学校 側にどういうふうな努力をしていただくかという、その2つの問題があるように感 じております。

というのは、ひとつ他町村でいいますと、近隣の町村の場合は違う学科を設けた。 それがいいということではありませんよ、ないんですけれども、そういうふうな一 つの学校としての特徴というものを何か打ち出していくというものが一つには必要 なのではないかな。ここは負けないぞと。あるいは、ほかのところに行って、そう やって例えば通学だけで2時間以上かかる、あるいは下宿しなければならないとい う状況をわざわざつくらなくても、この分野では負けないぞというふうな特徴を、 潮見高校に限らず、これからの地域の学校というのは持っていかなければならない のかなと。

そしてまた、自治体の方も、道立だというふうなことではなくて、地域の高校としてどれだけ支援していけるか。ただ、もちろん個人の希望ですから、私たちが直接的に中学生をできるだけそこに入りなさいということは、これは言えないことです。ただ、こういうふうなことをするのであれば、無理にあれしなくても、こういういいところがあるよと。だから、こういう選択もあるのではないのかなというふうな形で進めていけるような特徴を、お願いしてできるだけ高校にも持つような形で、方向としてやっていかなければならないですし、町の方としてもやはりいろいろな面で支援をしていく。

例えば、水産高校の方も、だんだん教師の数が少なくなってくるというような状況があります。その中で、十分な専門性を保って、あるいは教科の専門の先生をどうするかというときに、いろいろな交流。

今、中高一貫みたいな部分ありますね。その中では乗り入れみたいなことも可能になってきています。だからその中では、そういうふうな規制緩和の中で、中高一貫はしないけれども、あるいは専門的な先生がいる場合には乗り入れというのができないのかというような部分も、だんだん文部科学省の方もいろいろな意味で規制緩和してきていますので、いろいろなことで町の方も支援していくという体制が必要なのではないかなと。

ちょっと質問と合っていたかどうかわからないですけれども、そのように考えて

おります。

委員長

11番。

11 番

今、教育長がすばらしいことをおっしゃられましたから、そういうことが実現していけば非常にいいなというふうに私も思いますけれども、実際、今、学区制で、今も市内は5%枠ですよね、ここはね。それを突破してでも市内を目指したいという子供がふえているという現状をやはり見なきゃならないと思うんですよね。

それと、なぜ潮見高校でなくて、厳しい方を目指すのかと。確率が悪いわけでしょう、5%枠ということは、言ってみれば。そうすれば、それをあえて超えていく、挑戦。そういう実力がきちっとそれに見合って行っているのか、可能性を最大に考えて挑戦しているのか、いろいろ考え方があるとは思うんですけれども、どういう考えからそういう実態になっているのかというのは、やはりきちんと押さえなきゃならないと。

それと、いろいろ話を聞くんですけれども、今まで高校の場合は、かなりいろいろあったとしても落ちついていたという話を聞いていたんですよね。中学校でいろいろな問題が起きても、高校に行けば直って、高校ではきちんとなっていたというふうに今までは聞いていたんですけれども、最近はどうもそうではないと。潮見高校もいろいろなことが学校内であって、甚だしいというか、もうある意味では暴力ざたではないけれども、ちょっとした嫌がらせが横行していると。そのほかにも何かいろいろなことがあるみたいだと。そういうことを子供たちがいち早く察して、そういうことで市内の方に行った子供が随分いるという話を聞いているんですよ。そうすると、やはりそれは自分たちの先輩ですよね。そして、それは大概市街地の学校を出た子供たち。そうすれば、その子供たちが中学校でどうだったのか、そういうこともやはり検証しなきゃならないと。

そして、小学校や、今、町内の中学校で、きちんと落ちついて、落ちつき払って 勉強ができるような状況になっているのかどうなのか。それから、この不登校が出 ている原因は何なのか。そういうあたりをきちんと分析しているのかどうなのか、 その辺をお伺いしたいんですが。

委員長

指導室長。

教 委 指導室長

私の方から不登校の状況でございますけれども、先ほど申し上げました人数の中で、学校の方から不適応というふうに答えていただいた、それから退学傾向、いわ

ゆるちょっと言葉悪いんですけれども怠けという方ですね、というふうに分類させて報告いただいてあるのがございますけれども、一番学校さんで判断しているのは、不適応と判断されている子供さんが5人ほどございます。あと残りは退学ということでございますが、ただ、これは学校の方で子供さんを見た場合の理由を報告していただいたものでございまして、質問者のおっしゃるとおり、果たして学校の中に原因がなかったのかというと、これは決してそうではないと学校側では考えなければいけないと思っています。

教頭会、校長会を通しましても、学級が子供たちに本当に居心地のいい雰囲気になっているかどうかというのが一番大きな問題でございまして、その辺の問題が家庭や子供さんのせいにしないで、学校にそういう問題がないのかというのが今、各学校にお願いしているところでございまして、先日の教頭会でも、また年度かわりますけれども、新たな子供たちの居場所が居心地のいいような雰囲気をぜひつくっていただけるようにお願いしているところでございまして、先ほど言いましたように理由はいろいろありますけれども、学校にも十分、未然に防げたという意味では、学校も考えていかなきゃいけない点というのは多いかというふうに思います。

委員長教育長

教育長。

ただいま高校を選ぶに当たって、そういうふうな高校の雰囲気を察して受験する 部分が少ないのではないかという、かなり率直なお話をいただいているんですけれ ども、実は今回、町内の大きな中学校の方には私自身も聞きました。どうしてこん なに減ってくるんだと。できれば、先ほどの話じゃないですけれども、こちらの希 望とすれば潮見高校あるいは水産高校を大事にしていきたいと。そういう意味で、 何も無理して、先ほど言ったように、大変な時間をかけて、朝早く7時前から起き て送っていっている姿を見ても、どうなんですかという話をしたときに、先ほどの ような話がちらっと出ていました。

ただ、それは、何と言ったらいいんでしょうか、天に向かってという話になってきますよね。言ってみれば自分たちが卒業させた子供たちが、言ってみれば1年先輩、2年先輩がそこにいるわけですから、その中でなかなか学業に集中できないような状況があるのではないかという懸念をしている中学生がいるんだというふうな話というのは、それはまずこれから出していく卒業生をいかに落ちつかせて高校に上げていくかという部分にはね返ってくるというふうに思いますし、今、学校の状

況を聞かれましたけれども、私自身、いっときのような、そんなにひどい状態では ないというふうには考えています。

ただ、一部落ちつきがない部分をどういうふうに対処するか、これは担任の先生の力量だけではないというふうに思うんです。やはり学校全体で教職員がまず、例えばちょっと指導力の弱い部分が出たときに、どういうふうに考えていくか。それを学内だけじゃなくて、やはり保護者の方たち、あるいは地域の人たちとどういうふうにそういう問題をきちっと話し合っているかどうか、そこがそういう落ちつきというか、学校内での落ちつき。自分たちはしっかり先生たちも親たちも自分たちのことを気にかけてくれているという、そういうことが子供たちにとってやはり一番の安心というか、心のよりどころ。

ああいう荒れるというのは、やはり自分の存在を確かめられないという部分が私は非常に大きいのではないかなというふうに思っています。だから、そういう意味でいうと、学校の方に対しても、もちろん不登校の問題についても小さなことというふうに間違っても考えるなと、考えないでくださいと。その子がいないことが異常なんですから。ややもすると、1年間いないと、いないのが普通みたいな感覚になるということが、私は子供にとっても担任にとっても一番それは恐ろしいことだと思うんです。そうではないんだと。常にあの子が来て全員なんだよという気持ちというものを学校全体が持って、学校全体の問題としてとらえていけるように。

できるだけ、そういう意味でいうと、校長以下、芽の小さいうちに何とかきちっと落ちつきを取り戻して、本来的な学業、あるいは知育、体育の方に向かえるような方向に行ってほしいというふうに手を尽くしております。

委員長

11番。

11 番

教育長のおっしゃるとおりだと思うんですが、やはりいろいろな問題がこういうところにも出てきているのではないのかなということを押さえてほしいんですよ。そして、このごろはそういう大荒れはないかもしれないけれども、いろいろなものがありながら、ただ事件にならない程度のものがあって、大変苦労されている部分もあるというふうに聞いているし、以前には大変悲しい出来事も起きているわけですよね。そして、依然として教員住宅は、今もその住宅は空のままというような事態が続いているわけでしょう。そういうことが、何年かすればその事態を忘れてしまうというのではまずいし、やはり学校や子供たち、そして地域を巻き込んで、ど

うそういう問題を解決していくのか。

それと、問題があったら、やはりきちんといろいろな情報をいろいろなところに発信をするということも大事ではないのかなというふうに思うんですよ。そういうことがいつの間にかオブラートをかけられて、何かきれいな言葉で言われて、そうしたら何もなかったのかなというふうに思っていれば、ある日突然大爆発を起こすというのでは困ると思うんですよね。そういうあたりをきちんとしてほしいなというふうに思います。

それともう一つは、心の相談と体の相談で、冬期間の制服の問題についてちょっとお伺いしたいんですよ。このごろすっかり埴輪スタイルというのがはやっているんですよね。これは何かもう日本の新しい流行語になっているんですよ。これは北海道だけかと思ったら、もう全国的に埴輪スタイルというのが流行しているみたいなんですけれども、制服と埴輪スタイルというのはどうもなじめないんですけれども、これについてはどう考えていますか。

委員長

教 委 指導室長 指導室長。

特に中学生の登校状態を私も見ますが、私たち大人から見るとどうなのかなというのがありまして、各学校、特に冬期間については保健面でかなり力を入れていただいているとは思っているんですけれども、これは厚岸町内だけじゃなくて、釧路もそうですし、子供たちが素足でスカート、だけれども寒いからいわゆるジャージ半分のものとか、あるいはジャージを履いたりというような形で登校してございます。

学校の決まりというか、ちょっと私の方でもしっかり押さえてはいないんですけれども、各学校では子供たちの流行やそういう何というんですかね、子供たちの行動にちょっと手をこまねいているというのはあるのでないかなと思います。

参考にならないと思うんですが、本州の方ではどうしても子供たちが素足になるので、冬期間だけ私服を認めたなんていう学校もあって、健康面の方策にしたというようなこともございますけれども、ちょっともう少し学校の決まりなんかも見まして、子供たちの健康の面、あるいは一般社会から見ての服装がどういう状態なのかというのを子供たちに教えて、望ましいスタイルにしていきたいなというふうに考えております。

委員長

11番。

11 番

ある意味では、健康面を考えると、私は埴輪スタイルの方がいいと思うんです。 ところが、制服でなければならないということになると……。そして、一般的には 朝は、何と言ったらいいのかな、何も履かないで行くんですよ、真っ赤になって。 そして、帰り体育かなんかやって、そのまま履いて帰ってくるというのが一般的な んですよね。このごろ何ぼか朝もやっている子供がいるみたいだけれども。

だから、そうなると、やはり制服についてきちんと議論してもらわないと、子供の健康を見た目かわいい格好をさせればいいというものではないと思うんですよね。だから、どういう感覚からそれに固執しなければならないのかね。子供たちも、よっぽど考えていると思うんですよ。

そして、いつまでもそういう古い何というかな、制服の観念にこだわっていいものなんだろうかと。制服あるのは、きっと日本と韓国ぐらいで、あとの国はないんでないかと思うんですけれども、その辺どうなんでしょうかね、中学校も含めて。

すみません、中学校あるのはどこですか、制服あるのは。

委員長

教 委 指導室長

指導室長。

まず、制服の件でございますが、町内の中学校全部制服でございます。町内ですね。

それから、服装の件でございますが、今おっしゃいましたように子供たちの健康を考えなきゃいけないんですけれども、ただ一概に、私も見てみますと、子供たちの寒さ対策とおっしゃいましたけれども、中にはあの2月の寒い中、防寒服も着ていないんですね、子供たち。ですから、例えばジャージで登校してもいいんですよというふうに学校で決めて、じゃ果たしてそうなるかというと、様子を見てみますと、私、有明から通っているんですけれども、学校がちょっとわかってしまいますが、防寒服を男の子も着ない子が非常に多くて、そういう面では、学校で制服登校しなさいと言っているからああいう服装になっているかというと、一概にはまた言えない面もあるのかもしれません。

ただ、いずれにしましても、子供たちの健康面は非常に大事でございますので、 その辺ちょっと学校、これから暖かくなっていくんですけれども、再度状況を聞い てみまして、子供たちの健康面について十分配慮して、それを中心に学校の服装の 決まりというか、そういうものを対応していきたいなというふうに考えています。

委員長

11番。

11 番

ただあれでしょう、全校あるとわかりませんでしたけれども、以前はあったような気もしていたんですけれども、何だかんだ毎日制服を着ていかないとだめだというふうになっているの、市街地の学校ぐらいでないかなというふうに思うんですよね。ほかの学校、郡部の学校を見たら、大概ジャージか何かで毎日登校していますよね。

それと、私服登校になっている学校が余りこの辺にはないのでないかなと思うんですけれども、私服を認めている学校なんかに聞きますと、やはり子供の中にも懐かしがってそれを着たがる子供がいると。それと、いろいろな雑誌だとかそういうのからヒントを得て、改造服だとかそういうのを私服にしても着たがる子供がいるというお話なんですけれども、やはりそういうことをいろいろな場で議論、子供もする、親もする、教育委員会や学校もするということが、もう今そういう時期になってきているのではないのかなというふうに思うんですけれども、いかがなんでしょうか。

委員長

教 委 指導室長

指導室長。

最初の件でございますが、先ほどの寒さ対策によりまして、やはり学校の方では 子供たちの実態を考えまして、柔軟に対応していかなきゃいけない面あるかと思い ます。もしも冬期間必ず制服登校しなさいよというような状況があるのか、ジャー ジ登校を認めているにもかかわらずそういう実態にあるのか、ちょっと私まだ把握 しておりませんので、その辺十分考えていきたいなというふうに思います。

それから、制服、服装だけじゃなくて、それぞれ持ち物、かばん類だとかというのは、一時期の学校の校則問題がございまして、見直しをかけたのが10数年前ございます。その中では、いろいろな状況がありますが、自分の経験した学校でも、逆に教師の方から指定やめて自由にしましょうというのを投げかけて、子供たちから否決されたなんていう、生徒会の方ですね、そんな事例もありまして、それはどういうことかというと、特に女の子供たちがかばんや服装で悩みたくないというか、毎日悩まなきゃいけなくて嫌だよというような子供さんがいる学校もあったり、いろいろございます。それから、これは高等学校ですけれども、私服にして数年で制服に戻ってしまったというような実態もございます。

この辺はやはりどういうふうにするかというのは、学校と親御さん、子供さんた ちの考えというのがお互いに交流していかなきゃいけないのでないかと思うんです ね。一方的に学校がこれにしようとか、そういうふうなことですと、いいと思って 決めたことがまた逆にマイナスになったりしますので、そういう面では各学校、今 の実態、子供さんがどう思っているか、親御さんがどう思っているかというのを実 態なんかをお互いに交流して、よりよいものにしていく取り組みをしていただくの が一番いいのかなというふうに考えております。

11 番

いいです。

委員長

いいですか。

他にありませんか。

(な し)

委員長

なければ進めます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、5項社会教育費、1目社会教育総務費。

ありませんか。

(な し)

委員長

2目生涯学習推進費。

ありませんか。

(な し)

委員長

3目公民館運営費、4目文化財保護費。

16番。

16 番

高層湿原の国指定ということで一時そんな機運があったんですけれども、その後 どういう取り組みになっていますか。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習課 長

高層湿原の関係についてお答えいたします。

高層湿原の天然記念物化につきましては、平成12年に町の基本的な方向を確認しまして、その後、文化庁に対しての働きかけ、あるいは土地所有者、林野庁に対する働きかけ等を進めてきております。

土地所有者、林野庁の関係につきましては、これも相当年数がかかっているわけでありますけれども、当初、帯広段階で話がいいという話でございましたけれども、その段階で担当者がかわって別な説明をしなければならない。あるいは、その後、直接札幌段階まで話を持ち込んでくれというふうなこと。それから、指定範囲の拡大につきましていろいろな問い合わせ等がありまして、いまだこの林野庁との関係

につきましては整理がついていないというのが現状でございます。

それともう一方では、この湿原の利活用の問題でございますけれども、これにつきましては、昨年の12月26日に地元で利活用の検討委員会を開催をしまして、これまで湿原の調査に携わっていただきました大学の先生方からアドバイスを受けてございます。その中では、この湿原を教育的な配慮あるいは観光面、両面から活用できないかというような具体的なアドバイスをいただいておりますので、それにつきましては今年度、鋭意、利活用の関係につきましては、具体的な方策をまとめていきたいというふうに考えてございます。

したがいまして、この天然記念物の指定化に向けての文化庁に対する申請の時期でございますけれども、これは当初平成15年4月というふうに想定をしておりましたけれども、ずれまして、今のところ、年2回文化庁のこの審議会がありますけれども、早くても10月の審議会もしくは、いろいろな事情もありまして、来年の4月ということにもなってくるのかなというふうな感じでございます。

以上でございます。

委員長

番

1 6

長 16番。

現在とまっている林野庁との交渉の関係、今の話ではいわゆる面積の関係というか、指定範囲の関係だと思うんですが、その辺ちょっともう一度確認しておきたいと思います。

それから、利活用の部分で、いわゆる学術面と観光面から両面ということで、今年検討するということですが、今年度の予算はその中で計上しているというふうに見ていいものかどうなのか。

委員長

生涯学習課 長

生涯学習課長。

まず、林野庁との話し合いの経過でございますけれども、この指定範囲の問題もありますけれども、いろいろ他の湿原との相違点を比較して、厚岸別寒辺牛湿原の有為性についてもう少し具体的に示していただきたいというふうなことだとか、それから、別寒辺牛湿原が天然記念物に相当するとする根拠について明確にしてほしい。あるいは、この地域はラムサール条約の登録湿地になっておりますので、それで保護されているのに、あえて天然記念物に指定しなければならない理由を明確にしてほしい等々の問い合わせがまたありまして、今現在これらにつきまして文化庁の担当も含めまして協議をしていると、こういうような状況でございます。

それと、利活用に係る予算の計上の問題でありますけれども、これは昨年の12月 26日の地元で開きました先生方を招いての具体的な利活用検討委員会の中でいろいろな提言をいただいておりますので、これにつきましては私どもでまとめて、自力でまとめまして冊子にしたいと。それでできるという判断でございますので、特別予算計上はいたしておりません。

以上でございます。

委員長

16番。

16番

すると、指定をする国は何も言っていないけれども、林野庁の方が — 林野庁も 国ですけれども、林野庁の方がそういう活用の面でいろいろと意見を伺っていると いうような状態だというふうに理解していいわけですね。

それともう一つは、今の利活用の関係については、何かそういった報告書というか、そういった検討書という、そういうものは出るというふうに理解していいですか。

委員長

海事記念館館長。

海 事記念館長

高層湿原の利活用につきましては、今、課長がおっしゃいましたとおり、昨年の12月にお集まりいただきまして検討会議を開いております。その中身をこれから3つに分けまして、うちの教育委員会の方でそれをまとめまして、それを先生方の連名で一応上げるということにはしているんですけれども、それを報告書として出すことには今のところなっておりません。

委員長

16番。

16 番

では、その検討されたものを、いわゆる先生方を含めてどういう……。ただ検討して終わるという形なんですか。あるいは、報告書とかそういうものをつくらないで、検討しっ放しで終わるのか、あるいは、何かするにしても、具体的な形をどういうスタイルで出してくるのか、その辺がちょっと理解ができないというか。一応検討したということはわかります、それは。しかしながら、その検討した結果をどういうふうに生かそうとしているというか、町は使おうとしているのか。それが一般町民にわかるものなのか、あるいはその検討だけで終わってしまうものなのか。いわゆる利活用しようということですから、例えば観光面ではどうしたらいい、保護、守りながら観光面ではこうしていった方がいいとか、そういう提言が出ると、出ているというか、それをまとめるということなのか、その辺のところがちょっと

はっきりわからない。説明していただきたい。

委員長

教育長

教育長。

その検討会議なんですけれども、私自身も参加させていただきました。その中での検討なんですが、天然記念物に指定すると、することによって、いっときの昔のようにお金をかけて整備をする、そこに例えば監察施設をつくるですとか、どんどんその中に木道をつくるとか、そういうことではないだろうということなんです、一つには。

というのは、湿原という名前がついているということで釧路湿原あたりを想像される、もちろん委員の皆さんたちはごらんになっているからわかっていらっしゃいますけれども、普通の方たちにお話をすると、どうしても何か釧路湿原みたいな形で開発行為をしていくのかなみたいなふうに受け取られがちですけれども、そうではないんだと。

一つには、高層湿原というか、別寒辺牛湿原自体が、全体の低層湿原から高層湿原までからなる一体型のものとしての、ごくコンパクトにおさまっているという中で非常に貴重なものなんだと。ですから、景観がどうだとかということではないですし、まず見に行くといっても、私自身もちょっと見てきましたけれども、どこがそこなのかというのがなかなか、きれいに見える場所ももちろんないわけですよね。実際にそこに入っていくには、胴長を履いていっても、長い棒か何か持っていなかったら落ちてしまうかもしれないようなところなわけです。

ですから、逆に言うと先生たちは、昨日お話があったようなエコツアーみたいな、専門的なそういう自然保護にタッチするNPOみたいな人たちがいらっしゃれば、そういう人たちとそういうふうな町内の商業的なところがタイアップして、かなり例えば都会の人たちは高いお金を払ってでも、例えばカヌーに乗って、そちらの方の行ける方から行って、絶対に自然を破壊しないような形で見てくるようなツアー、そういうふうなものみたいな活用。

あるいは、学術的な部分についていえば、当然許可をして入ってもらう。そのためにも天然記念物としての指定が大切であろうというふうな話し合いなんです。ですから、先ほどのアザラシの話ではありませんけれども、今後どんな形でエコツアーみたいなことが実際に実現できるものなのかも含めて、これから内部で検討していかなきゃならないと。

その中で出ていたのも、たしか8キロ以上ある取りつけ道路なんですけれども、 そこ自体も整備すべきではないと。いくら言っても、そういうふうに有名になれば、 不届きな者というのは必ずいるわけです。そうなれば、どこがどうだかわからんと いうぐらいの方がかえっていいですし、片側で交差できないような道である方がか えって、エコツアーにしても、その方がきっとそういう都会から来る人たちは喜ぶ んですよ。ずっと舗装道路しか走っていない人が砂利道8キロも走るということも、 それはそれで一つの新鮮味だというふうな部分もあるでしょうし、そんなような検 討だったものですから、このこと自体に今お金がかかるかというような種類のもの ではないというふうに思っています。そのエコツアーについて、指定に向けてと同 時に、どういう方向性がいいのか検討してまいりたいというふうに考えています。

16番

わかりました。

委員長

いいですか。

16 番

いいです。

委員長

他にありませんか。

なければ進めます。

10番。

10番

執行方針の中に出ているんですが、国泰寺の保存整備について、保存のあり方と 利活用の研究に取り組んでいきたいというふうなことを書いているんですが、どん なことを考えているのか。どの程度具体化しているのか含めてお聞かせ願いたい。

委員長

海事記念館館長。

海 事記念館長

国泰寺につきましては、以前に史跡国泰寺策定委員会、その報告書をまとめたところでありますけれども、その中で史跡公園として利用できないかということで報告がまとまっているんですけれども、それで、うちの方としても史跡公園としてやっていきたいということで、3カ年計画にも一応上げてはいるんですけれども、なかなか厳しい状況の中で、今のところは進行していないという状況になってはおります。

委員長

10番。

10番

この保存のあり方と利活用というのは、史跡公園としてまとめていきたいという 意味なんですか。

委員長

海事記念館館長。

海 事記念館長

史跡公園で考えながら、その史跡を守って、そして利活用していきたいという考 え方ではおります。

委員長

10番。

10 番

何だかよくわからないんですよね。史跡公園とはどんなものかというのがこっちでわからないものですから、史跡公園として史跡公園としてと言われても結局何だかわからないんですが、もうちょっと具体的なものというのは何か、史跡公園とはこんなものだよと。例えば昔、国分寺跡という史跡公園に行ったときに、ただあるのはススキと松だけでしたが、そういうようなイメージでとらえればいいんですか。暫時休憩します。 休憩時刻11時38分

委 員 長

委員長

再開します。

再開時刻11時44分

教育長。

教育長

貴重な時間を費やしまして申しわけありません。

国泰寺の部分につきましては、指定地の借り上げを昭和63年から平成3年度まで行っているわけです。国庫補助事業ということもありまして、この件につきましては町としても何らかの形で整備していかなきゃならないという部分を感じているところでございますけれども、平成8年度に先生たちに集まっていただきまして、基本計画の報告が出ております。その報告にのっとってのいろいろな町との折衝を続けてきたわけでございますけれども、一つには、私自身も思うんですけれども、ガイダンス施設というもの、いわゆるそういう案内をする建物自体も、言ってみれば近代的な建築物を構想していたりですね。ただ、その中には、どういうことかというと、復元するときに平面図でのものであって、それを実際にこういうふうなものが建っていたということを、言ってみれば専門家が絶対こうですというものが特定できないんだということなんですね。ですから、その中でこれを復元ですというふうな言い方をすると、ちょっと待ったという形にはならないかというふうな議論もあって、なかなか復元のものを計画の中に入れられなかったというふうないきさつもあります。

そして、その全体構想が一つには非常に膨大なものである。国泰寺だけじゃない ところまでの整備も計画されていたり、あるいは国泰寺内部でも、言ってみれば桜 として有名、そして道東の発祥の地としての中に何でこんなに芝生の遊歩道ばっか りいっぱいつくらなきゃならないんだというふうな議論もある中で、そして、ここ 近年の財政状況を考える中で、このままの計画ではとても実現できないというとこ ろに立ち至っているわけです。

その中で私自身は、復元というものが専門家の中でできないとはいっても、当時の建築様式というのは、ある意味でもっと違う専門家もいらっしゃるし、これが絶対そのときのものですといってみんな復元しているんですかという部分もあろうかと思うんです。というのは、こういうふうなものであったと想像されますというものをつくったときに怒られるものなのかという問題も、怒る方だってそうではないとも言い切れないという部分もあるわけですから、そこら辺含めてもう一度、逆に言うと、この整備計画を何とか何十年かでやっていきましょうというのは、これはもう現実的ではないんだと。だから、逆に言うと、今からできることの部分をもう少し、私たちの方も含めて、専門家含めて、もう一度ちょっと考えてみたいというふうに考えている時期であります。

委員長

10番。

10番

前にちょっと見せていただいた国泰寺の全体の整備計画というのは、国泰寺境内 全般に及ぶような図面も出ていましたですね。それを全部やるのかどうかと。そう すると、裏山の方の上までずっと上がっていきますよね。

それから、今のようなお話で復元というようなことを言ってくれば、それをどん どん広げればですよ、周辺まで。今、厚岸神社があるけれども、神仏分離によって 今、神社とお寺は完全に分かれているけれども、かつては一緒のようなものですか ら、そういうものも絡んでしまうかもしれないというふうに、いろいろな問題が出 てくると思いますね。

だから、その中で、さあ復元します、どの範囲ですかというのも、実は大変いろいろな問題もあると思いますので、そのあたり含めて、何でもかんでも金さえかければいいというようなものでももちろんありませんので、今、教育長のおっしゃったことわかりました。

それから、国泰寺に関しては、今、日鑑記が活字化されて、本年度中に出版される予定ですよね。そういうようなものもあるし、そういうのと絡んで、国泰寺の発祥から、いろいろな時点をとるといろいろ分かれるようですけれども、約 200年たってきていますよね。そういう部分でまた、そういう方の学術的なものを含めた厚

岸町で何かやったらどうかというふうな一部に意見もありますよね。そういうようなものもいろいろあると思うんです。文化財保護費ですから、いわゆるあの場所をどういうふうにするか。史跡公園にしてどうするか、いや、公園にするにしても、ああするこうするという問題だけじゃなくて、国泰寺という全体を考えるといろいろな部分があると思いますが、そういうところを含めてちょっと今年どんな構想を、あるいは今年すぐやらなくても、この方向で今これから動き出すというようなものがありましたら、そういうことを含めてお知らせをいただきたい。

委員長

海事記念館館長。

海 事記念館長

国泰寺の 200年に向けまして、実際来年が 200年になるんですけれども、それに向けましては、今考えているのは、蝦夷三官寺の資料を借用して特別展を開ければなというような考えを持っております。それにあわせて、できれば三官寺フォーラム的なものもやりたいなとは考えておりますけれども、現実に直接まだ話はしておりませんので、今年はその資料を一応見に行くというか、そういう形で旅費は若干見ております。

次年度に向けては、また財政サイドといろいろと、その中で必要なものは協議していきたいなと考えております。

10番

結構です。

委員長

よろしいですか。

他にありませんか。

(な し)

委員長

なければ進めていきます。

5目博物館運営費、6目情報館運営費。

10番。

10 番

昨年、一昨年あたりから厚文でもいろいろとお聞きをしておりましたが、情報館の分館を湖南地区に、現在ある社会福祉センターですか、これをもっと大きくして、きちんとした分館をつくると。その場所は厚岸小学校の空き教室といいますか、厚岸小学校に設置するということで、私たち厚生文教常任委員会のメンバーはその現場も見せていただきましたし、そうなるというと、ここの部分を小さな駐車場にもしたいというようなお話も伺って、大分具体的な話が出ておりましたが、これが何かここへ来て立ち消えになったようなふうに聞こえてくるんですが、この分館構想

というのは現在どういうふうになっているのでしょうか。

委員長教育長

教育長。

情報館の分館の構想でございますけれども、3次計画の中では平成16年度に7,000万円ということで登載させていただいたんですけれども、今回の4次計画の中で、実は当初考えておりました、それに充てようとしていました資金が、どうもその事業にはぴったりこないのではないかというふうな道の担当者の見解もありまして、どうもこの事業に振り向けるのが難しいというふうな状況があったものですから、今回については登載できなかったというふうなことでございます。

ただ、私自身は、何度も議会の中でお話ししておりますとおり、湖南地区の情報館の利用というのが、平成13年度末、14年3月でちょっと見ても、湖南が利用の22%、湖北の人が45%と、大体半分以下の利用しか実はない状況なんです。

これは確かに湖南、湖北に何でも一つずつつくりなさいということではなくて、 日々利用する中には、お子さんの利用、そしてお年寄りの利用、主婦の利用という ものもある中で、やはりそれなりの機能を持ったものが必要であろうということで、 分館の必要性を感じている次第であります。

そして、小学校の中につくりたいということは、これは単に空き教室があったので、場所があったので、そこに行きましょうということではなくて、これは今、少し前にお話ありましたけれども、子供たちの学習自体が、みずから学ぶ力を育てるというふうなことにどんどん力が入ってくるようになってきている。そのときに、図書館の機能というのが実はみずから学ぶ力を育てる上で一番大切なことだろうというふうに考えています。そして、その中で学校教育の活動と図書館の活動というのがどれだけ有機的に結びつけられるかという、いわば実験的な意味といったら変ですけれども、実はお話しする中では、本当にきちっと有機的に結びつけば、日本でもこんな好例はないだろうというふうに大学の先生もおっしゃっていただきましたし、そういう意味でいっても、ぜひ学校の中でやってみるということが、今まであった社会教育と学校教育の壁みたいなものをひとつ壊していくという上でも大きいのかなと。

学校にとっても、開かれた学校の一環として、地域の人と子供たちの場所として なっていくという上でも、非常に興味深い施設として私はなり得るというふうに今 でも考えております。 ですから、この問題につきましては、何とか資金的な部分、いろいろな資金ございますので、探す中で、実施計画の中に近い将来に登載できるようにしてまいりたいと、かように考えております。

委員長

1.0

10番。

既に学校に図書館の分館とも言えない程度の、出張所というのか、小さなものをつくった町もあるんですよね。だけれども、今、教育長が言ったような意図でつくられているかどうかは、ちょっと疑問のような話も聞いていますね。たまたまあいているから、あるいは新しくつくったときに、そこの場所にちょいと置いたというようなものもありますよね。

ただ、今のお話を聞いていると、近くの学校に空き教室ができたから、外から入 れるようにドア一枚つけて、あとこっち側にあるものを持っていって、本を並べれ ばいいんだというようなものではないというふうに思うんですよね。せっかくやる のであれば、本来のそういう機能をきちんと発揮できるものを、学校にあるという ことが特別の意味を持つという図書館ですね、そういう図書館活動の拠点というも のをつくっていこうという発想は、私はこれは非常にいいと思いまして、これはな るべく早く実現してほしいと思うし、それから、そもそもここに今の情報館を設置 するときに、情報館建設検討委員会なるものがずっと1年間、厚岸町の図書館はい かにあるべきか、図書館活動はどうあるべきかということを、本当の根本から素人 のみんながこつこつ勉強して、つくり上げてきました。そのときに絶対に必要だと いうことを明記したのは、一つは湖南地区における分館なんです。それから、もう 一つは図書館バスですね。この3つがきちんと有機的に結合しなければ、厚岸町民 がだれでもいつでも自分の必要なことについて利用のできる町民のための図書館の 実現はおぼつかないということは、当時のそういう町の図書館というものがいかに あるべきかということのありようをずっとやってきた、その図書館協議会の一致し た意見でもありました。

そのうち、現在、本館はでき上がって、確たる成果を上げていますし、また図書館バスも非常によく動いています。よく利用されています。ただ、湖南地区の分館のみがひとり取り残されているという感じですので、何とかこれはそういう基本的な意味で、単に置いたらいいというような形式的なものでなくて、本来の意味としての分館が早くでき上がって機能されることを切に願うわけですけれども、もう一

度お願いします。

委員長

教育長。

教育長

ただいま分館の意義について委員の方からお言葉いただきましたけれども、私自身、分館、図書館バス、本館、すべてがそろっての図書館網、図書館システムということを考えていたわけですので、ぜひこの点につきましては、もう何らかの形で財源、あるいは、まずは町民の方たちにその必要性というものを認識していただく中で、町の方にも財源含めて、実施計画への再登載に向かって努力をしてまいりたいと、かように考えております。

10番 結構です。

委 員 長 よろしいですか。

昼食のため休憩いたします。再開は午後1時とします。 休憩時刻12時01分

委員長

委員会を再開いたします。

再開時刻13時00分

6目の情報館運営費なんですが、他にありませんか。

(な し)

委員長

なければ進めます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、2目社会体育費、3目温水プール運営費、 4目学校給食費。

11款公債費、1項公債費、1目元金、2目利子、3目公債諸費。

12款給与費、1項給与費、1目給与費。

14番。

14 番

ここでちょっとお聞きしたいんですけれども、職員手当の内訳のところに超過勤務手当ございますね。これは前年度に比べて 219万 3,000円減額になっているんですけれども、これのご説明をお願いします。

委 員 長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

14年度の比較でございます。一般会計の中では、今おっしゃられますように全体で 219万 3,000円の減額となっておりますけれども、これの積算に当たりましては、14年度、今年度でございますけれども、これの実績見込みをもととして算定してございます。これと同程度の額をもって計上させていただいたという内容のものでご

ざいます。

委員長

14番。

14 番

この残業する場合なんですけれども、どんな手続で残業を職員の方がされるのか。 それから、約3,000万円の手当ですけれども、これは各課ごとにどういうような 形で配分しておりますか。その点お知らせください。

委員長

総務課長

総務課長。

お答え申し上げたいと思います。

まず、いわゆる時間外の勤務の手続でございますけれども、基本的には事前命令 ということで、それぞれの所属長、課長であるとかそれぞれの長が命令を実際する わけでございますけれども、業務の内容、こういったものを十分把握した上で、そ れぞれの職員に事前命令をするという形になってございます。

それから、おっしゃるとおり、本年度からいわゆる時間外手当の各所属ごとへの 配当手続といいましょうか、そういうような手法をとらせていただきました。この 配当に当たりましては、12年度の実績、こういった部分をとらえまして、その割合 をもって年度当初において配分をさせていただいております。

この配分の中身につきましては、その後、12月の補正であるとか、あるいは今回の3月の補正の中でも提案させていただいて、それぞれ可決いただいておりますけれども、年度におきまして、どうしても業務量が当該年度に集中して多くなるとか、そういうような変更もございましたので、こういった年度の途中におきまして、その辺の実態とそれぞれの所属との協議等によりまして増減の配分の再配分といいましょうか、そういうような見直しもさせていただいて今日に至っているという状況でございます。

委員長

14番。

14 番

これは民間でありますと、例えばその会社によって全部違うんでしょうけれども、 大概の場合は30分以上残業の場合は認めるところと、あとは15分ごとの支払い、い ろいろあるでしょうけれども、厚岸町の場合どういうふうになっているかですね。

それから、配分について、例えば総務課がもう全部割り当て使っちゃったと。そうしたら、なくなったら、どこかから見つけてこなきゃないですね。その辺の調整をしているということなんですか。ほかの余っているような課から融通しあうというのか、そういうやりくりをしているということなんでしょうか。

委員長

総務課長。

総務課長

まず、時間外手当の計算上の形で申し上げたいと思いますけれども、日々の時間外の積み重ね、それには30分単位で切るとかそういうことではなくて、積み重ねてまいります。ただし、その月のトータルの中で30分を超えるか超えていないかという形の中で、切り上げ、切り捨ての措置をとらせていただいているというのが計算方法でございます。

それから、配分の仕方の関係でございますけれども、4月の段階で配分をさせていただいておりますけれども、ご案内のとおり10月には機構の改革ということで、課の編成だとかそういったものが変わってきてございます。それに伴いまして、当然それぞれに配分しておりました額の配分の再配分というような形で見直しも必要になってきておりますし、それとあわせまして、先ほど言いましたように、業務量が例年に比較して今年は特別多いとか、あるいは逆に業務量の形の中で少ない、こういうような部分が出てきてございます。そういった部分については調整をさせていただいたという内容でございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

14番。

14 番

年々町民要望も多くなっているだろうし、職員の数は、定年されて、それに十分 補充しているという形でなくて、逆に少ないような形だろうと思うんですけれども、 そういうことを考えますと、何かこの金額で足りるのかなという心配があるんです よね。

もう一つは、例えば自分の課の大体もう予算といいますか、超過勤務の予算配分がもう大分底をついたといったときに、そちらにいらっしゃる課長さんたちは見て見ないふりしているような形はないのか、その辺ちょっとお伺いしたいんですけれども。

委員長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

この時間外の扱いの関係につきましては、これまでの議会の中でもいろいろご論 議をいただいておりますけれども、やはり時間外の部分、縮減を図っていこうと。 これは一つには財政的な部分での考え方、それとあわせまして職員の健康上の問題、 この両面からこの縮減策に取り組んできたわけでございますけれども、基本的には 今のやっている業務をきちっと把握をしようと。把握をした上で、より効率的に削 減できるものはないのかと。それからもう一つは、課の中での業務の分担というも のがきちっとできるのではないかと。それから、スケジュール管理をすることによ って、いわゆる日常業務の平準化を図ろうと。こういうような部分の中でこの配当 は、一応目標を掲げることによって、各課ごとにより意識を持って取り組んでいた だこうというねらいで来てございます。

こうした中での実績を見ますと、現在の段階では、1月末でございますけれども、 1月末で申しますと、月割りにしますと83%程度の執行期間ということになるわけ ですけれども、実際のいわゆる時間外の予算の執行率、これで申し上げますと、大 体73%程度で推移してきてございます。こういうことから考えますと、それぞれの 所属において、こういった縮減策という部分について十分な意識を持ちながら、所 属長のもとにそれぞれ縮減策に取り組んでこられていると。そういう中で、現在の 中ではその配分の中で充当といいましょうか、中の配分の中で推移できるという見 通しが立っているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

14 番

14番。

そうすると、一切サービス残業的なことはないというようなことなんでしょうか。 それともう一つ、祝祭日出勤というんですか、休日出勤ですけれども、この辺は どうなっているんでしょうか。

委員長 総務課長 総務課長。

サービス残業はないのかというご質問でございますけれども、先ほど申しました ように、この取り組みというのは、一つには恒常的な時間外をいかに縮減を図って いくかという部分がございます。そのために、先ほど申しましたけれども、所属長 が業務の内容を十分把握した上で事前に命令をかけて行うということでございまし て、当然時間外、いわゆる超勤命令をかけまして手当を支給しないということには なりませんので、そういう意味で時間外命令、適切に行われているというふうに判 断をいたしております。

それから、いわゆる土曜、日曜の週休日の状況かと思いますけれども、基本的に 週休日、いわゆる土曜、日曜日に相当する分に勤務をするという部分については、 どうしてもやむを得ない場合ということがまず一つの大原則としてとらえまして、 全体的にそのような取り扱いにするということにいたしております。

それから、土曜、日曜に係る部分につきましては、基本的に前の8週間、後の8

週間、合わせまして16週間でございますけれども、この範囲の中でそこで勤務した 分を振りかえると。要するに、休みを別途とらすということを基本に取り組んでき てございます。

ですから、やむを得ず実際に勤務している場合ございますけれども、そういった ものについては、特殊な部分を除きまして、すべて振りかえの措置を行っている。 別の日に休みをとっていただいているという状況で推移してきてございます。

委員長

14番。

14 番

例えば残業なんですけれども、所属長が命令という形でしたものについては残業 手当はきちっと支給すると。例えば、どうしてもやむにやまれなくて自主的といい ますか、どうしても残業をやらなきゃ今日の仕事消化できない、これからの仕事に ついても見通し立たないという場合は、民間であろうとどこであろうと残業をやる んですけれども、そういう場合については残業手当というのは認めないんですか。

委員長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

自主的という判断の部分でございますけれども、基本的にはやはり業務でございますので、先ほど申しましているように、当然自分の仕事の状況というのは自分が把握しているわけでございますけれども、その辺の中身について、やはり所属においてその辺の部分をきちっと押さえながら、そして適切な業務分担なり時間外の命令をしていこうということが基本的な考え方でございます。

ただ、中にはいわゆる自己研さん的といいましょうか、自分の勉強を兼ねたような形の中で残っているというケースもあるかもしれませんけれども、基本的な考え方として、業務に従事するという部分につきましては、やはり所属、課であれば課長先頭の中において、その把握した上できちっとした業務配分するなり、そして、やむを得ずやる部分については時間外の命令をかけるなりというような判断がされて、全くの個人のみずからの判断で命令なしで時間外勤務命令に当たるというような部分については、基本的にはあり得ないというふうに考えてございます。

委員長

14番。

14 番

ちょっと私も理解力が悪いものですから、もう一回聞くんですけれども、例えば 自分から申請して、今日はこれだけ仕事残っているんだと、これ今日やってしまわ ないと次の明日からの仕事に差し支えるんだということで、職員の方が自分の長に 残業したいんだという場合が往々にあると思うんですよね。そういう場合、課長さんたちはそれを素直に認めて残業をつけると、残業扱いするという形あるのかですね。もう一つは、職員は優秀な方ばかりなんでしょうけれども、その中でやはり個人差がいろいろあると思うんですよね。人間には能力の差というのがみんなあるわけですから。ただ仕事は遅いけれども、きちっとした仕事をするとか、いろいろなタイプがあるんですよね、人間には。だから、普通の人間であればこの業務は1日でできるだろうという業務も、時間内ではこなし切れない方もやはりいらっしゃると思うんですよね。その辺の判断はどういうふうに判断しているのか、その辺もちょっとお聞かせください。

委員長 総務課長

総務課長。

お答えをしたいと思います。

まず、前段の部分でございますけれども、確かに職員の個々の業務、直接自分が 携わってきているわけでございますから、そこには予定した以外の難しい仕事が入 る、あるいは緊急に入ってくるという部分で、基本的には仕事のボリュームなり中 身というのは、係なり、係長なり、いわゆる係サイドで押さえるというのが多いと 思います、現実的には。

ただ、それを自分の判断で直接やるということではなくて、やはりそういう業務がある部分には、基本的にはこうこうこういう業務が出てきたので、所属長にこういう部分でやらなければ間に合わないというようなお話をして、所属長がそういう部分を把握した上で命令を出すというのが基本でございますので、こういった一つの基本的な考え方に基づいて全体的に取り組んできているということでございます。

それから、確かにそれぞれ業務の内容によっては得手不得手等もございますし、あるでしょうけれども、そこにいわゆるノルマを課して、それを達成できなかったから時間外云々だとか、そういうような扱いはしてございません。そういう仕事のボリューム関係についても、やはり得手不得手、なれ等もございますから、そういう部分については、やはり所属の中の例えば係の中で、あるいは係の枠を超えて課の中で、いわゆる相互に補完しながら業務に当たっていくというのが基本的な考え方でございますので、ノルマを達成しないから、いわゆる手当なしの時間外で処理をしろとか、こういうような扱いはいたしてございません。

委員長

14番。

1 4

今、新聞等でも、一般企業の場合、こういう厳しい経済状況の中ですから、サー ビス残業が恒常的に行われているわけでございまして、非常に社会問題になってい るわけです。

この厚岸町においても、予算がありまして、やはりそれも厳しい状況にあるんだ ろうと思うんですけれども、こういう恒常的なサービス残業は今お聞きしますとな いようでございますけれども、私のちょっと見ている範囲では、課長さんたちも見 て見ないふりしているような部分もあるのかなという気もしないわけでもないわけ ですから、こういう質問したんですけれども、そういうような恒常的なサービス残 業ということについては、今後十分ないように心がけていただきたいと思います。

また、先ほど聞いた祝祭日の勤務の代休がきちっとなされているか、これは消化 されているのか、その辺ちょっとお伺いしたいんですけれども。

委員長

総務課長。

まず、後段の代休の消化でございますけれども、これにつきましては先ほど言い ましたように、前後の16週間の期間の中に振りかえるということを基本に置いて全 体的に取り組んできてございます。したがいまして、そういった中に必ずとる、事 前にとる場合には、振りかえ日はいついつだと、いつとるんだというような指定を しながら行ってきてございます。私の方といたしましては、全体的にそういう振り かえの指定の中で行われてきているというふうに理解をいたしておりますし、その

ように行われているというふうに思っております。

それから、全般的な部分でございますけれども、この時間外の縮減策といいます のは、ただ単に予算がないからここまでで、あとは知らないよと、こういう乱暴 な考え方で進めたのではございませんで、やはり意識として常に効率性といわゆ る業務の平準、分担、こういった部分を求めまして、スケジュール管理をするな り、先ほど言いました業務分担をきちっとするなりというような形の中で、能 率性を高めるという部分の取り組みを期待して行ってきているわけでございま す。

結果といたしまして、このような削減効果もあらわれてきていることでございま すけれども、これにはやはりそれぞれの管理職の意識、あるいは職員全体の意識と いう部分がかなり大きなウエートを占めてまいります。こういったことから、今後 におきましても、こういういわゆる効率性、業務の遂行に当たっての考え方、こう

総務課長

いった職員全体の意識を高めるように配慮してまいりたいと、このように考えております。

委員長

14番。

14 番

これ最後にしますけれども、見ていますと、その課によって毎日、本当に遅くまでやっている職員もおります。それから、聞くと、土日もなく出てやっている職員もいるようです。そういうことについて、今、代休制度もきちっとしているようなお話なんですけれども、私聞いている話では十分とっていない職員もいるのが実態のようなんですよ、これね。本当は事前に資料を求めてあれすればよかったんでしょうけれども、ちょっと……。今この場でしろなんて言ったら、ちょっと — なんて言いませんけれども、やはりその辺、今、課長の答弁と実態が私の聞いている範囲では物すごい食い違いあるんですよね。このようなことのないように、やはりきちんと職員の時間外勤務、それから祝祭日の出勤、この辺については十分に配慮していただいて、職員の健康管理、またはいろいろなそういう面での管理をきちっとやっていただきたいということでございます。

委員長

総務課長。

総務課長

時間外縮減策という部分につきましての考え方というのは、今まで答弁したとおりのことでございます。こういった趣旨に沿って行っているんだという意識、こういった部分をさらに全体的にこういった意識を高めていきまして、より効率的な業務運営に当たるよう努めてまいりたいと。こういったような考え方につきましても、さらに職員全体に浸透できるように配慮してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

14 番

結構です。

委員長

他に。

9番。

9 番

長くここにおっても、さっぱり勉強していない証拠をこれから証明して、まことに恥ずかしいんですが、ちょっと説明をしていただきたい。

給与費明細書のところに、人件費総額は次のとおりである。1、各特別職、2、一般職の中に事業費支弁職員6名5,170万9,000円ございますね。この支弁職員というのは、どういう性格のものですか。

委員長

総務課長。

総務課長

申し上げたいと思います。

一般会計の中には給与費の中に算定されている一般の職員と、それから例えば事業費、それぞれの事業ございます。例えば道路であるとかそういった事業の関係ですね、そういった道路事業であるとか、そういうような部分の中に、予算書の中にもそれぞれの事業の中に給与関係が含まれている部分がございます。その部分の積み重ねが6名、事業費支弁職員。要するに、給与費以外で見ている職員がその分ありますという内容のものでございます。

委員長

9番。

9 番

この中に盛り込んでいる中の一部がこれじゃないですね。6名しかいないと。

委員長

総務課長。

総務課長

具体的にお答え申し上げたいと思います。

予算科目の中で、支出の中でいきますと、農地費の中で1名を見てございます。 それから道路新設改良費、こちらの方では2名です。それから河川総務費の中に2名、住宅建設費の中に1名、合わせまして6名、この分の事業費を見させていただいておりまして、総体の関係で申し上げますと、一般会計の予算資料の28ページ、29ページでございますけれども、こちらに投資的経費の内訳という各事業ごとに出てございます。こういった事務費の中にただいま申しました6名の給与費が含まれてきている、こういうような部分でございまして、それをこちらの方の中で、先ほど言いました給与費明細書の中であらわされているという内容のものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

9番。

9 番

どういうために、何のためにそういうところで1人か、こっちにもう一人とか、 どういう意味あるものなんですか。考え方。

委員長

総務課長。

総務課長

申し上げたいと思います。

とりわけこれは事業に係る部分ということで、とりわけ補助事業であるとかそういうような事業関係の中に、財源対応の中でそういったものが見られるということでございますので、一般の給与費の中とは別の扱いの中で、抽出させたような形の中ですけれども、そのようなとらえ方をさせていただいているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

9番。

9 番

例えば補助事業があると。道路一本やったと。こういうものも含まれて、総経費 これだけかかるから、それで幾ら補助来ると例えばありますね。そういうための分 類なんですか。

委員長

総務課長。

総務課長

そのとおりでございます。いわゆる補助事業の事務費の中に当然人件費も入って きておりますので、そういうような考え方でございます。

委員長

よろしいですか。

9 番

はい。

委員長

他にありませんか。

(な し)

委員長

なければ進めます。

(「こうやって、この事業費支弁はこの工事にこうこうこうだというふ うに説明しないと、わからないんじゃないですか。それだけの説明で は」の声あり)

委員長

9番さん、まだ……。

9 番

いや、いいです。

委員長

いいですか。

それでは進めます。

13款予備費、1項予備費、1目予備費。

377ページから 381ページまでは給与費明細書であります。

ございませんか。

(な し)

委員長

以上で歳出を終わります。

次に、1ページの第2条 債務負担行為について、6ページの第2表 債務負担行為と、382ページから 385ページまでの債務負担行為に関する調書について。

ございませんか。

(な し)

委員長

それでは、次に1ページの第3条 地方債、7ページの第3表と、386ページの地方債に関する調書についてです。

3番。

3 番

細かいことをお伺いするわけでないんですが、この平成15年度の予算書で地方債の13年度末現在高で 133億 1,776万 7,000円、15年度の見込みが 125億 8,488万 3,000 円と若干減るんですね。公債費は平成15年度で17億円と、22%で、土木費が16億円ですから、16億円を超えるんですね。元利償還にこれだけのお金がかかるということなんですね。

細かいことは一々お伺いしませんが、問題はやはり、例えば地方総合整備債というものが設けられ — これはもう今ありませんけれども、そういう地方債が設けられて、交付税と地方債と組み合わせて公共事業を行うような方策がずっととられてきましたね。結局、手持ちのお金がそんなになくても、一つは借金がしてもらえると。それは交付税で基準財政需要額に算入しますよ、そのほかに事業費補正で見ますよ、二重三重の手だてがとられて仕事がしやすい方向に誘導されていったんですね。結果的に現在こういうことになっているというふうに思うんですが、いかがですか。

委員長

行財政課長。

行財政 長

今、委員おっしゃいましたとおり、国の政策、景気浮揚等もございますけれども、 地方整備事業債、今、一例をとられて申し述べておりましたけれども、これらの事 業を含めて地域の活性化という中で、箱物を含めてそういう施策の中で、それを行 うことによって交付税措置がされるということの中で地域整備をしてきたという事 実は委員おっしゃるとおりでございます。

委員長

3番。

3 番

それで、地方債残高の方向と公債費の動向、どのように見ておられますか。

委員長

行財政課長。

行財政課 長

平成15年度の編成においても、伸び率が約4%ぐらい伸びています。このピークは、平成16年度に今の借り入れ残高を含めてピークを迎える。そういう中で過去においても、これは現在高というんですか、年間の元金償還額を超えない中で起債発行を昨年度、14年度ですけれども、含め、15年度も一般事業含めてこの公債費対策を行ってまいっております。

ただ、この16年をピークに、基本的には17年度におきましては公債費自体が、元 利なんですけれども、15億 4,000万円ぐらいになるということで、17%ぐらい下が る予定になっております。また、17年度以降もその残高含めて13%程度下がってい く。16年度をピークにしてそういう状況に相なる。

いずれにいたしましても、健全財政堅持の上で、この公債費の発行というのは町 の活性化も含めて考えていかなきゃいけませんけれども、基本的にはそれらのバラ ンスを見ながら、きちんとした公債費発行計画を持って物事を進めていかなきゃな らないというふうに考えております。

委員長

3番。

3 番

そのほかに例えば減税補填債、これは国の政策で減税が行われたと。恒久減税、 地方特例交付金という形で補填するものと、それから起債でもって補填をすると。 これは特に厚岸町の町民税の減税分について、国が面倒を見るのではなくて、国の 政策でやられたんですね。にもかかわらず、あなたの減税分については借金で、お 金貸すから、それで処理をしなさいというものまでも含まれているんですね。いか がですか。

委員長

行財政課長。

行財政課 長

委員おっしゃるとおりでございます。

委員長

3番。

3 番

ところで、この地方総合整備債も一昨年なくなりましたけれども、これが合併に 顔を出してくるんですね。同じ名前ではございませんが、合併特例債という形で。 充当率が90から95、交付税算入率が70%だったと思いますが、結局合併というのは、 財政破綻が来るよ、だから何か2つか3つか複数で合併しなさいというふうなとこ ろに本音があるんですね。

ところが、今度、箱物をつくる、道路をつくるという際に使われるお金として合併特例債が用意されたと。これが今言うように、同じように充当率が90から95だと、それから交付税算入率が70%ということになってきますと、結果的には今まで財政的に我々が経験したことが繰り返されることになるのではないのかと。いかがですか。

委員長

行財政課長。

行 財 政課 長

合併市町村における国の支援措置ということの一部というふうに考えております。 交付税の算定の特例のほかに地方債の特例として、今言われている市町村建設計画 に基づくというんですか、合併市町村のまちづくり建設事業、これについては委員 おっしゃいますとおり95%の充当、さらには、その裏打ちといたしまして元利償還金で70%の交付税算入というようなことが言われています。この事業の中身を見てみますと、今言われるとおり、市町村が何町、市または町・村がまとまってまちづくりをするわけですから、建物も含めて、道路も含めて、中心がどうなっていくのかちょっとわかりませんけれども、そういうものを含めてのまちづくり総体のいろいろなものに起債可能額というのが設定されておりまして、それらの設備整備が行われるということに相なると。

おっしゃいますとおり元利償還の70%ですから、そこに一般財源というのが30% 出てまいる。さらに、全体事業費は95ですから、5%というそこでも一般財源が出 てまいる。そういう中で借金としては、元利償還金の30%は自己財源で賄わなきゃ ならないという状況には相なる。

ですから、地総債ほどではないですけれども、このまちづくりに対しての借金に 肩がわりをして、行政執行をしていかなきゃならないシステムになっているという ふうに考えております。

委員長

3番。

3 番

だから、さっきも言ったように、今までやってきたことの繰り返しが合併で行われるということだと思うんですね。そうしますと、あなた方は4町でいろいろと検討なさっておられます。そういうことも含めてやっておられるんだろうと思うんですが、短い期間で見ますと、いろいろなお金がつきますよ。それから、交付税にしても、合併したときの交付税がそのまま行くのではないんですね。あれはその年々、そのときの交付税の額によって計算されていくということなんですが、10年見ますよ。5年から順次軽減していって、15年たったらもとへ戻るわけですね。

ですから、短期で見れば、合併すればすごくいいように思うんだけれども、財政的にですよ、しかし、もっと長いスパン、20年なり30年なりということで見通していかないと、ここのところがあいまいになっていくのではないか。我々がかつて経験したことが繰り返されようとしている。それは短い期間ではバッと出てこないかもわからないけれども、合併を考える際には長い期間で財政がどう変わっていくのかと見る必要があるのでないかというふうに私は思うんですが、いかがですか。

委員長

行財政課長。

行 財 政課 長

合併を検討している財政シミュレーションを含めて、法定で行っているシミュレ

ーションにしても10年、我々考えている部分については5年という短いスパンの中での状況で一応シミュレーションを考えておりますけれども、基本的にはやはりその10年の中、15年の中の短い中でのまちづくりということでは、この合併というものについて考えていくべきでないだろうというふうに思います。

ただ、その中で、いずれにいたしましても、この地方債の行っている含めての地 総債がなくなり、合併特例債等々の、それがなくなり、まちづくりのシフトという ことでございますので、それが繰り返されているというふうに言われれば、そうい うとらえ方もあるかと思いますけれども、いずれにいたしましても、それらのこと を十分注視しながら財政運営していかなきゃなりませんし、当然、短期的に財政を 見るということのまちづくりというのは非常に危険性がありますし、その辺を含め て長いスパンで行財政運営含めて考えていかなきゃならない。

しかしながら、非常に長いスパンで見るということは、国自体も見えていない中で、財政としては難しさがあるというのも事実であります。そんな中でこれらの動きを注視しながら、どうこの厚岸町のまちづくりというんですか、行財政運営をしていかなきゃならないかということを考えていかなきゃならないというふうに考えております。

委 員 長

3番。

このことで今、長々とやるつもりはありませんし、あなた方は5月にそういう報告を出されると。私が議場に戻ることができれば、また論議をしたいと思うんですが、それはそれで、そういう考え方もあるんだというふうにひとつとめておいていただきたいというふうに思うんです。

それからもう一つは、起債残高の大きな問題として政府資金の問題があるんです。今、市中銀行からそんなに借りませんから、大きなものは政府資金、この資料によりますと86億円ですか。7%以上の金利で借りたお金、以下ずっとあるんです。7%以上で2億8,500万円あるんですね。これは7%以上です、今の。7%以下、6%以下とずっとあって、85億円ですか、政府資金が。市中銀行で借りた分については、ご承知のように繰上償還をしてやりました。これは拓銀とね。ところが、政府資金はこれができない。公営企業で一部やるんだけれども、拡大していかないという面があるんですね。これは大きな問題だと思うんですが、いかがお考えですか。

委員長

行財政課長。

行 財 政 長 おっしゃいますとおり、今、地方債の中で残高の中で残っている最高レートというのは 7.3%であります。ですから、7%以上の金利のもの、今委員言われたとおりの数字であります。

財投資金というんですか、政府資金を借りている部分については、再建団体等になれば、この高利の金利の地方債というのは償還というんですか、借りかえということができることになっているんですけれども、基本的に我々みたく頑張っている町含めて、政府資金、財投資金で借りている部分の繰上償還はまかりならないというのが実態であります。

これについては、過去の財政担当課長もご答弁申し上げていたかと思いますけれども、そういう要望しながらも、なかなか実態として受け入れてもらっていないというのが状況であります。当然そのことは、このような低金利の中で最高 7.3というものを持っているということを含めて、これは財政担当としてはそのことを当然国の方に訴えていかなきゃならないというふうに考えております。

委員長

3番。

3 番

この点は、きつくやっていただきたいと思うんですね。さっき言ったように、国は使いやすいような方策を講じてどんどん借金をさせて、そして交付税で見るというふうに言って、交付税が結局膨らむわけですよね。6兆円というふうに今言われていますね、交付税で見る、交付税で見ると言ったものが。膨らんだら今度、国は責任とると言わないんですね。おまえたちのやり方が悪い。だから、今度は財源保障機能をなくしてしまえというような格好で来ているわけなんですよね。

私は、そういうことで、例えば政府資金の起債について、7%以上の借金が数億 あるにもかかわらず繰上償還がなされない。これは国債の関係もあるようでありま すけれども、そういう点で町長にもお願いしたいんですが、こういう問題について、 地方財政が苦しいからこそ我々は声を上げて言いたくなるんですけれども、ぜひそ ういう点で繰上償還がきくような方策を進めていただきたいというふうに思います。

委員長

町長。

町 長

お答えさせていただきます。

毎回お話しいたしておるわけでありますが、財政厳しい折、そういう中で厚岸町 といたしましても財政運営基本方針を打ち立て、健全財政を維持していこうという ことでこの2年間進めてきたわけであります。 そういう中で、公債費の話もありましたけれども、ご承知のとおり、本年の予算を見ましても17億 1,500万円ほどであります。一般会計予算に占める率は18.6%、極めて大きいわけであります。また、来年はピークを迎えるということであり、ますます厳しい折であり、その財政運営基本方針をローリングしようということが本年の大きな財政改革の目標でもあるわけであります。

そういう中で、今ご指摘がございましたとおり、民間も含めて、さらにはまた地 方債残高等、もちろんこれは借金であります。そういう意味においての縮減を図っ ていかねばならない。もろもろがあります。特に今は財政改革の年でもございます。 そういう意味におきましては、指摘がございましたとおりのことでございますので、 我々は国に申すべきことは強く申し入れ、また自主財源獲得には節減するところは 節減しながら獲得をしていかなきゃならない、かように思いながらこれからの健全 財政を運営してまいりたい、そういうふうに理解しておりますので、ご理解を賜り たいと存じます。

委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

(な し)

委員長

なければ、次に1ページの第4条 一時借入金でございます。 ございませんか。

(な し)

委員長

総体的にありませんか。

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり……

(「討論あり」の声あり)

委員長

討論ありという声がございますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番。

3 番

私は、議案第1号 平成15年度厚岸町一般会計予算について、反対をするものであります。

歳入では、今回、地方交付税は段階補正等によって縮減され、臨時財政対策債へ

の振りかえによって辛うじて財源保障がなされた格好になりましたが、三位一体の 財政構造改革が本年度から始動し、歳入面で町財政を大きく揺るがしかねない状況 で、これは町民の負担増にはね返りかねないのであります。

また、歳出では、3億5,443万2,000円の予算計上に見る砂防ダム建設が事業凍結にかかわらず予算計上されていることに対しては容認できないわけでありまして、以上で議案第1号 平成15年度厚岸町一般会計予算に反対をするものであります。

委員長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

19番。

19番 議案第1号 平成15年度一般会計予算案の審議において、私は賛成の立場からその意見を述べるものであります。

日本は、戦後の高度経済成長期以後において未曾有の経済不況が長期化し、国家 財政は長期の借金である公債発行残高が毎年過去最高額に更新しており、かつてな い危機的状況にあります。

政府は、この状況を打破するため、構造改革に着手し、国と同様、地方自治体に も痛みを強いております。その象徴的な事案として地方交付税の見直しが進み、特 に人口の少ない町村レベルでは、平成13年以降減額が顕著となっています。

厚岸町においても同様に厳しい行財政運営を強いられ、右肩上がりの時代は過去のものとして、平成14年2月に策定した財政運営基本方針に基づき町財政の構造改革を進め、財源捻出を着実に実行し、地方交付税の大幅減税などによる財源不足に対処しています。

さらに、平成15年度は引き続き経常経費の5%削減に取り組み、また、将来の財政負担を軽減するために起債発行残高を抑制し、定員管理による人件費も抑制して財源捻出に努力され、町民要望にできる限り真摯に取り組んでいるところであります。

平成15年度予算案は、地方自治の大変革期に当たって、行財政運営に創意工夫を 凝らし、町政執行方針に示されたように、この町に住んでよかったと思えるまちづ くりに対応でき得るものと考えます。

具体的には、投資的経費で、継続事業を堅持し、新規事業として長年の懸案であった真龍小学校の改築に向けての耐力度調査事業に着手し、厚岸小学校の外壁改修 事業、太田小学校のグラウンド整備事業等、将来を担う子供たちの教育環境整備を 積極的に展開、湯楽プランの基本計画の策定事業、町内案内標識の整備事業、まちづくり総合支援事業計画の策定事業などを盛り込み、本町にとって重要な酪農、林業、水産業などの産業振興予算にも意を配し、特に町民要望の多い道路整備も12本着手する予算になっております。

経常経費では、身体障害者及び障害者の居宅支援を行い、身体障害者の短期入所、デイサービス、ホームヘルプサービス、児童館での障害児の受け入れ予算を盛り込むなど、昨年度作成された町民がつくる健康なまちづくり計画「みんなすこやか厚岸21」に基づき、保健・医療・福祉を結びつけたさまざまな事業展開を行う予算が計上され、また、環境基本計画の充実などの環境対策、商工、観光などの振興予算も盛られています。

よって、本予算案について賛成であり、その執行による町民ニーズの充足度の向上に大きな期待をするものであります。

以上でございます。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

なければ、以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案のとおり可決すべきものと決するに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

委員長

次に、議案第2号 平成15年度厚岸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算について、389ページの歳入から審査を進めてまいります。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税。

3番。

3 番 2点お伺いをいたします。

1つは、今までも何回か申し上げてきておりますし、そういう措置をまだ厚岸町

としてはおとりになっておられません短期保険証の発行と資格証明書の発行について、次年度以降もこれを堅持していかれるのかどうか、これが1点ですね。

それから、2点目は、ご承知のように昨年の10月1日から70歳以上の高齢者の医療費の負担が、それまでの定額制から、いわゆる850円から定率に変わって、1割と、所得によっては2割というふうになったわけであります。同時に償還払いが導入をされて、窓口で1回全額払って、後申請をして、自己負担分以上については戻ってくるということについて大きな負担になるわけでありまして、この点について改善を図るよう12月議会でもお話をいたしましたが、どのような措置をおとりになるのかお聞かせいただきたい。

委 員 長町民課長

町民課長。

お答えを申し上げます。

ご質問のありました国民健康保険の資格に係る短期保険証、それから資格証明書についてでございますが、どちらも保険税の滞納にかかわる措置として、かつてはそういう対応することができるというものから、するものとするということで、国保事業者であります市町村に制度として対応を求めているものでありますが、従来からご答弁申し上げておりますように、短期保険証、それから資格証明書の措置につきましては、特に税務課、それから私どもの町民課の窓口での滞納にかかわるさまざまな相談等を徹底する中で、できるだけこうした措置をしないで済むようにということに鋭意、目標をそこに置いて取り組んでいるところでありまして、15年度以降もこうした従来の対応を堅持をしながら、納税者の方々の被保険者の方と対応をしていきたいということでございます。

それから、2つ目の昨年の10月1日の医療制度改正に伴います高齢者の高額医療費に伴います措置でありますが、委員おっしゃるとおり、従来の定額負担から1割負担、それから高額所得に関しましては2割負担というものが導入をされました。12月時点での一般質問の中にも求められておりましたが、その時点では、私ども月100件ないし150件出てまいります高額医療の処理件数に対して我々がどう対処できるのか。それは職員の人数的な問題もございますし、窓口においでになるという前提で考えますと、償還の対象になる方々のご足労の問題も含めて実は課題があったわけでありまして、12月の時点では、できるだけ老人の対象者の方にご足労をいただかない形で対応するためには、私どもが処理に対応できるシステムを検討した

い、それから私どもが検討しますシステムに国保連合会が的確な情報を提供いただけるのかどうかとした検討を進める中で、可能であれば実施をしたいという前提は、 老人医療の受給者の方が最小限の手続でこうした変わった制度を利用できるという ことを前提に検討したいんだというお話をしてまいりました。

それで、実際に10月受診、11月受診、12月受診、今、実績が出てまいりまして、3カ月の合計の対象件数は 445件でございました。金額で申し上げますと、290万円ほどの戻すべき金額が出てきております。12月受診分につきましては、まだ3月の事務処理中でありますので、現時点でお支払いが済んでいる分でありますが、これは10月、11月分で 248件、金額にしまして 160万円ほど支払い済みであります。これは全体で申し上げますと、件数で処理していますのが約55%、金額で54%であります。

支払い決定後、先ほど言いました12月分の対象者のデータが来ておりますから、 こちらの方も今、個々に通知をして、窓口に手続に来ていただいておりまして、全 体的には7割を超える方々が手続を済まされているということでございます。

お話のありましたように、私ども今のところは、考えているシステムは、老人医療の高額のデータを管理できるシステムを、老人保健会計の中で補正予算を組んでいただきまして、組めることになりました。それで、おおむね最低でも2年くらいのデータについては、個人の名前で、あるいは受給番号で高額医療の発生の状況を管理ができる。支払い状況についても管理ができるというシステムを組み上げまして、4月から実質的にはスタートさせたい。

それで、その内容は、窓口に1回おいでいただければ、次回からの返還分については、自動的に指定をいただいた金融機関等の口座に、私どもが事務処理として自動的に支出を起こして振り込んでいくという形にしたいと思っております。当然、個人個人には何月分の高額医療がこれだけ発生しましたという通知は都度連絡を差し上げるということで、振り込みっ放しで本人たちが知らないということではないように、そういったシステムを組み立てながら今進めているという状況でありまして、老人医療事務の想定しております事務処理と若干異なってまいるものですから、要綱的な内部マニュアルをつくって、それに基づいてスタートさせようということであります。

実施に当たって、当然4月分からという形になるのでありますが、それ以前に手

続されたものも第1回目の申請があったものとみなしてといったような処理をしながら、利用者に不便をかけないような形で進めていきたいというふうに思っております。

委員長

3番。

3 番

資格証明書や短期保険証については、なかなか大変だろうというふうに思うんですけれども、ぜひ今までどおりにやっていただきたいと。やるということでございますので、よろしくお願いをいたします。

それから、償還払いについても、1回申請をすれば、あとは自動的に口座振込になっていくということですね。かなり改善されてくるというふうに思います。外来の場合は、総体的にそう金額は大きくはないと思うんですね。入院になってきますと、額は大きくなってきます。それでも償還払いですから、1回払わなきゃないということですね。その辺も今後の推移を十分見ていただいて、できれば委任払いが一番いいわけでありますけれども、その辺も十分ひとつ検討していただきたいなというふうに思うんですね。

それからもう一つは、これは国保だけの問題でなくて、申請の問題なんですけれども、今、何でも申請になるんですね。介護保険でもそうですし、支援費でもそうですし、全部本人の申請がないと、申請をしないと介護のサービスを受けられない、それから支援費のサービスを受けられない、そういう問題があるんですが、この申請の問題については、ただ受けていますというだけではなくて、何といいますか、掘り起こしていくというふうな、より積極的なことは私は大事だと思うんですよ。特に高齢者、あるいは支援費で申請をされる方は、痴呆の方もおられますね。精神障害の方もおられるというようなことで、余計その点については、申請だから申請しないのが悪いんだ、それは悪いのは悪いんだけれども、そういう事情がありますので、その辺十分考えていただきたいなと。いかがですか。

委員長

町民課長。

町民課長

町民課の所管します分についてお答え申し上げたいと思いますが、委員おっしゃいますように、外来、入院の限度額を超えた分の償還払いでありますが、入院につきましては当然金額が張ってまいります。そういう意味で、道内の中で自治体病院に限って、委任払いを導入する等といった事業を進めているところも出てまいりました。それは、いわゆる申請窓口であります老人医療担当の窓口と、それから医療

機関の事務処理をされる側との連携というものが必要になってくるというふうに思っておりますし、そういった意味で今後可能な方法についてさらに研究をしながら、 改善できる部分については鋭意努力をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、申請主義のお話がございましたが、老人医療の今のお話しされております内容につきましては、私どもは、ご本人がわからなくても、実は該当しているんですよという通知も、これまでも差し上げてきておりますし、そういった意味では、どうぞ来てくださいということではなくて、積極的に進めているというふうに思っておりますので、こうした方向で今後も進めていきたいというふうに思っております。

3 番

よろしいです。

委員長

いいですか。

他にありませんか。

(な し)

委員長

なければ進めます。

- 2 目退職被保険者等国民健康保険税。
- 2款分担金及び負担金、2項負担金、1目保健事業負担金。
- 3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目事務費負担金、2目療養給付費等負担金、
- 3目高額医療費共同事業負担金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金。
 - 4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金。
 - 5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金、2項道補助金、
- 1目財政健全化対策費道補助金。
 - 7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金。
 - 8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。

ございませんか。

(なし)

委員長

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金。

10款諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金、2目退職被保険者 等延滞金、3目一般被保険者過料、4目退職被保険者等過料、2項雑入、1目一般 被保険者第三者納付金、2目退職被保険者等第三者納付金、3目一般被保険者返納 金。 以上で歳入を終わります。

(「まだ」の声あり)

委員長

すみませんでした。

10款諸収入、2項退職被保険者等返納金、5目雑入。

以上で歳入を終わります。

歳出に移ります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

ございませんか。

(な し)

委員長

2項徵税費、1目賦課徵収費、3項運営協議会費、1目運営協議会費、4項趣旨 普及費、1目趣旨普及費、5項特別対策事業費、1目特別対策事業費。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費。

14番。

14 番

ここでちょっとお伺いしたいんですけれども、前年度に比べまして 7,700万円ほど減額になっているんですけれども、これどうなんでしょう、足りるんでしょうか。

委 員 長

町民課長。

町民課長

お答えを申し上げます。

会計全体の予算の組み方といたしまして、歳出につきましては、基本的には被保険者数等の細かいデータを使ってということになるんでしょうが、一般的には前年決算見込みを推計をしながら、新年度予算の中で増減どのぐらいあるだろうという形で実は組んでいるのが実態でありまして、そうした中で前年比大きく下回っているという話でありますが、14年度の当初予算でいきますと、6億3,900万円当初で見ておりました。約7,700万円下回っております。

当初予算を組む中では、会計の貴重な自主財源となります保険税の積算をまずいたします。それから、主に歳入面の話でありますが、歳出でそれぞれ推計をいたします数字のうち、国あるいは道、あるいは共同事業等の財源等で負担されるもの、それから退職医療に関しては、支払基金等が負担をすべきもの等々のルールに基づいて積算をいたしまして、最終的に歳出に伴います歳入の不足分を一般会計の繰り入れで補填をするという手法をとってきているわけであります。

15年度に関しましては、一般会計の繰入額そのものが私どもが積算をします財源

等の期待数値とちょっと、そこまで出し切れない等々の事情もございまして、最終的にはこの療養諸費の中で若干調整をした形で当初予算を組ませていただいたというのが実態でございます。

それで、私どもが見込んでおります数字で申し上げますと、一般財源として不足するのが約5,000万円程度になるだろうと。この5,000万円をこのまま推移していった場合には、最終的に12月あるいは3月段階での補正対応の中で、それぞれ支出をします数字に基づく歳入等も計算し直した中で組み直していくということが伴ってくるわけでありまして、これは従来もそうした手法でやってきておりますので、不足します財源等につきましては、以降の支出状況を見きわめながら補正対応の中で進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

委員長

14番

14番。

苦しい胸の内を聞かせていただいたんですけれども、今、社会情勢が非常に厳しい中で、やはりリストラと会社倒産とかそういう形でどんどん国保の加入者がふえている状況だと思うんですね。また、昨年の12月から老人医療の改正もありまして、ふえていく材料といいますか、あれがどんどん増している中で、これはどう見たって足りないなということでちょっとお聞きしたんですけれども、今のお話では最終的には補正でもって見るような形になるお話ですけれども。

それともう一つ、私、昨年の12月一般質問させていただきまして、人間ドックの関係なんですよね。要するに、国保加入者だけが — だけというか、普通の共済とか、それから一般の社会保険ですか、そういうものについてはドック制度があるんですけれども、一般の国保加入者についてはそういうドック制度がないということで、やはり町長の大きな方針でもありますとおり、町民が健康で、「みんなすこやか厚岸21」という大きい政策の中、やはりこれは、町長が言われるタラソテラピーですか、これが健康づくりということで非常に大事なことだと思いますし、もう一つは、いくら健康づくりをやっても、病気にかかるのは別問題ですから、やはり病気になったときには早期発見・早期治療というのが基本原則ですから、そういう意味からも、予算書を見ていると、これが私の質問したやつが全然これに載っかっていないし、3カ年見てもどこにもその姿がない。町長の答弁では非常に前向きなご答弁いただいて、私も今年どこかにあるのかなと思って見たんですけれども、どこ

にも見当たらないと。やはり町長の進める健康づくりと健康管理、それから病気にかかった場合の早期発見・早期治療、これは並行して行わないと、あるいは町民の健康づくり、健康管理にならないと思うんですよね。これは両方進めるべきだと思うんですけれども、残念ながらないわけなんですけれども、その辺についてちょっとお伺いしたいんですが。

委員長町民課長

町民課長。

委員おっしゃいますように、国民健康保険の事業運営を取り巻きます環境は、年々やはり厳しくなってきているというふうに言わざるを得ないというふうに思っておりますし、認識としては同じでございます。

特に、昨年の10月の医療制度改正の中で、従来、70歳になりますと老人医療の適用という形で移行していった方々が、これから5年間の中で段階的に国民健康保険の支弁する医療費の対象者になってくるという意味では、国保事業全体の運営のあり方としまして、被保険者が負担すべき額のもっと精度のある積算、そういった根拠をきちっと把握をしながら事業運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、2つ目の人間ドックの問題でございますが、12月にいわゆる健康づくりから医療費を削減をするといった視点も含めてご提案をいただきまして、町長からも、財政の安定化も含めた中で事業の検討をしたいというお答えを申し上げました。

それで、新年度に向けまして具体的な項目が見えていないということでありますが、事業としては当初予算の中で組んでおりません。 3 カ年の実施計画の中では、ソフト事業といたしまして一くくりではございますが、保健事業の推進ということで、従来の各種検診等の中に含めた形の中で進めていくという形になろうかと思いますが、いずれにしましても、先ほど申し上げましたように、一般会計からの支援分も含めて、当初予算を組む段階では、従来あります療養費等の財源確保分も含めて非常に厳しい状況があったという状況がありまして、当初予算の中で残念ながら計上できないということでございます。

それで、先ほど申し上げましたように、15年度1年間の運営がどうあるべきかといった検討課題の中に、提言いただきました人間ドックの制度につきましても課題としながら、さらに検討していきたいというふうに思っております。

検討に当たりましては、当然、私どもは基本となります財源の確保、それから、どういった制度にしていくのかという部分につきましては、保健福祉課を窓口とします担当の方とさらに詰めていかなきゃいけない部分がたくさんございます。ほかの町村がやっておりますように、本人負担2分の1ですよという中身の制度でいいのかどうかということも当然検討課題になってまいるというふうに思っておりますし、40歳以上の国民健康保険被保険者の方を対象にこの制度を設けようとした場合に、じゃ最初から40歳以上の方々全体を対象に受け入れをするのか、そういう議論も出てきましょうし、40歳から65歳で1回はまず区切らせていただいて、ここを集中的に受診をしていただこうと。受診をしていただいた結果をデータとして蓄積をしながら、健康指導も含めて進めていこうといったようなことも手法としては必要かなというふうに思っておりますので、一斉に皆さん手を挙げていただいても、なかなか受け皿としては難しい。だとすれば、そういったことも手法として考えながら、課題として研究し、進めていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただければと思います。

委員長14番

いいですか。

はい。

委員長

他にありませんか。

(な し)

委員長

なければ進めます。

2 目退職被保険者等療養給付費、3 目一般被保険者療養費、4 目退職被保険者等療養費、5 目審查支払手数料、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、2 目退職被保険者等高額療養費。

2款保険給付費、2目退職被保険者等療養費、3項移送費、1目一般被保険者移送費、2目退職被保険者等移送費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、5項葬祭諸費、1目葬祭費。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、2目老人保健事業費拠出金。

- 4款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金。
- 5 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金、3 目その他 共同事業拠出金、次に高額医療費共同事業医療費拠出金。

6款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費。

7款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目一般被保険者保険税還付金、2目退職被保険者等保険税還付金、3目償還金。

9款予備費、1項予備費、1目予備費。

次に、417ページから420ページまでは給与費明細書であります。

ございませんか。

(な し)

委員長 以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(な し)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

申しわけございません。飛ばしてしまいました。

8ページ、第2条の歳出予算の流用であります。

ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、改めてお諮りいたします。

以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長

次に、議案第3号 平成15年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

11ページの第1条 歳入歳出予算について、422ページの歳入から審査を進めてまいります。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目水道費分担金。

3番。

3 番

委員長、農業水道の会計のあり方について、簡易水道会計に触れながらお伺いを したいので、よろしくお願いをいたします。

委員長

はい、ご了承しました。

3 番

一般会計の予算審議の折に農業水道の問題が論議をされました。確かに大福帳的に一般会計の中でああいう記入の仕方では、甚だわかりにくいということだと思うんですね。歳入は3,913万5,000円ですね、それから歳出は3,060万4,000円と。やはり農業水道の受給を受けている人たちが、農業水道の使用料がどういうふうに使われているのかという点を明確にするためには、やはり一般会計ではなくて、この簡易水道の特別会計と一緒にできるかどうか、これはわかりませんけれども、一緒にするなり、あるいは別途何らかの措置を講ずるべきではないかというふうに思うんですが、いかがですか。

委員長

行財政課長。

行 財 政課 長

今、農業水道と簡易水道事業会計の会計の関係でございますので、私の方からご答弁申し上げますけれども、簡易水道事業会計につきましては、準公営企業と申しまして、決算統計上は簡易水道事業として独立した特別会計を組まなきゃいけないという状況になってございます。ただ、農業水道については、そういう規定はございませんで、基本的にこの会計に入れたとしても、決算統計上ではまた区分をしなきゃいけないという作業が出てまいるということになります。

ただ、先般の議論を含めて、水道事業という、水道という意味からすると、一つのくくりということは議論の中でも出てまいっておりますので、これについてはちょっと手法を含めて検討する必要がある。ただ、ここで今、会計をまとめるとかと

いう議論は、ご答弁できないことをご了承願いたいと思います。

委員長

3番。

3 番

私も承知をいたしておりますが、決算ではこの簡易水道については企業会計と同じような方式で決算が行われるわけですね。準拠は何に準拠しているか、私そこまで見ておりませんが、一緒にできないとすれば、別途何らか考えるかどうか、しなきゃならないと思うんですよ。

さっき言ったように歳入が 3,913万 5,000円で、歳出が 3,060万 4,000円、あと 900 万円は何だと。これは人件費だと思うんです。人件費はまた別途、給与費に載っていますからね。そういう面で、十分ひとつ考えていただきたいということであります。

委員長

行財政課長。

行財政課 長

会計の区分上については、このままでいきたいというのが財政当局の考え方であります。検討はいたしたいと思います。

委員長

3番。

3 番

視点をどこに置くかということなんですよ。この予算書に置くのではなくて、住 民のために置くと。住民と言ったら怒られるか。町民のためにどういう視点で会計 をつくるかということであります。

委員長

行財政課長。

行 財 政課 長

検討させていただきたいと思います。

3 番

いいです。

委員長

いいですか。

他にありませんか。

(な し)

委員長

進みます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、2項手数料、1目水道手数料。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。

ありませんか。

(な し)

委員長

6款諸収入、1項雑入、1目雑入。

歳出に移ります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

ございませんか。

(な し)

委員長

2款水道費、1項水道事業費、1目水道事業費。

4款公債費、1項公債費、1目元金、2目利子。

5款予備費、1項予備費、1目予備費。

以上で歳出を終わります。

436ページから 438ページまでは給与費明細書であります。

ございませんか。

(な し)

委員長

なければ、次に、 439ページは地方債に関する調書でございます。

総体的にありませんか。

(な し)

委員長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長

次に、議案第4号 平成15年度厚岸町老人保健特別会計予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算について、441ページをお開き願います。

歳入から審査を進めてまいります。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金、2目審査支払手 数料交付金。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目事務費負担金、2目医療費負担金。

3款道支出金、1項道負担金、2目医療費負担金。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。

ございませんか。

(な し)

委員長

5款諸収入、1項雑入、1目第三者納付金。

以上で歳入を終わります。

歳出に移ります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

2款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費、2目医療費支給費、3目審查支 払手数料。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金。

4款予備費、1項予備費、1目予備費。

以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

委員長

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、休憩をいたします。再開は3時半といたします。

休憩時刻14時49分

委員長

委員会を再開いたします。

再開時刻15時30分

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれにて延会いたします。

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成15年3月19日

平成15年度各会計予算審査特別委員会 委員長